

第2次大洲市 男女共同参画 推進計画



平成28年3月



はじめに

大洲市では、平成 17 年 1 月に制定した「大洲市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 18 年 3 月「大洲市男女共同参画推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

この計画期間が平成 28 年 3 月末で終了することから、今回「第 2 次大洲市男女共同参画推進計画」を策定することといたしました。

策定にあたっては、市民の皆様や市内事業所へのアンケート、関係団体等への意識調査、パブリックコメントなどを通して、多くの方々のご意見を伺いました。

その結果、少子高齢化のさらなる進行や雇用形態の多様化など、社会を取り巻く環境が変化する中で、市民の皆様の多くが、依然として、社会全体において男性が優遇されていると感じられていることや、DV被害に遭っていても誰にも相談しなかった、できなかった方がいるなどの実態が明らかになったほか、市域における女性リーダーの育成と活用の遅れが指摘されるなど、未だに多くの課題が存在しており、本市における男女共同参画の視点に基づく施策のさらなる推進の必要性を、改めて認識したところであります。

この「第 2 次大洲市男女共同参画推進計画」は、これらの課題を踏まえ、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間で計画期間とする男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の方向性と各主体の取り組みを示すものです。豊かで活力ある社会を築くため、男女が性別に関わらず個性と能力を發揮しながら、あらゆる分野において対等に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して、これまで以上に行政と市民及び事業所等との連携を強め、新たな展開を目指してまいります。

なお、本計画の策定にあたり、専門的見地からご提言をいただいた大洲市男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて市民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月



大洲市長 清水 裕

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
【1】計画策定の趣旨-----	1
【2】男女共同参画について-----	2
1. 男女共同参画社会とは-----	2
2. 男女共同参画社会の目指すもの-----	2
【3】計画策定の社会的背景-----	3
1. 国際的な動き-----	3
2. 国内の動き-----	3
3. 愛媛県の動き-----	7
【4】計画の概要-----	8
1. 本市における計画の位置付け-----	8
2. 計画の期間-----	9
3. 計画の策定方法-----	9
4. 計画の策定体制-----	10
第2章 本市を取り巻く現状 -----	11
【1】人口等の状況-----	11
1. 人口・世帯数の動き-----	11
2. 人口動態-----	12
3. 年齢別人口構成-----	13
4. 世帯構成の状況-----	14
【2】婚姻や就労等の状況-----	15
1. 婚姻件数等の推移-----	15
2. 年齢別就業率-----	17
3. 所得等の状況-----	18
4. 生活保護世帯数の推移-----	18
【3】前期計画における取り組みの点検・評価-----	19
1. 前期計画の点検と評価の方法-----	19
2. 前期計画点検・評価結果の概要-----	19
第3章 計画の基本的な考え方 -----	24
【1】基本理念・将来像と基本目標-----	24
1. 基本理念-----	24
2. 将来像-----	25
3. 基本目標の設定-----	25
【2】男女共同参画施策の体系-----	26

第4章 具体的な取り組み内容-----27

【基本目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進-----27

施策目標1. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備-----27

施策目標2. あらゆる分野への女性の参画推進-----30

施策目標3. 就労の場における男女共同参画の推進-----36

施策目標4. 地域社会における男女共同参画の推進-----40

【基本目標2】男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備-----43

施策目標5. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革-----43

施策目標6. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進-----46

【基本目標3】誰もが安心して暮らせる社会づくり-----48

施策目標7. 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり-----48

施策目標8. 男女が互いを理解し合える生涯を通じた健康支援-----52

施策目標9. 誰もが安心して暮らせる環境づくり-----55

第5章 推進体制-----57

1. 市内推進体制の強化-----57

2. 市民・団体等との連携-----57

3. 大洲市男女共同参画推進会議との連携-----57

4. 計画の進行管理-----57

第6章 数値目標-----58

資料編-----60

1. 大洲市男女共同参画推進会議設置規則-----60

2. 大洲市男女共同参画推進会議委員名簿-----61

3. 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱-----62

4. 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿-----63

5. 大洲市男女共同参画推進条例-----64

6. 愛媛県男女共同参画推進条例-----68

7. 男女共同参画社会基本法-----75

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律-----79

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律-----92

第1章 計画の概要

【1】計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成17年1月に「大洲市男女共同参画推進条例」を施行し、平成18年3月には、その条例に基づく取り組みを総合的・体系的に取りまとめた「大洲市男女共同参画推進計画（以下「前期計画」と表記）」を策定しました。本市では、この前期計画に基づき「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取り組みを進めてきたところです。

前期計画は、平成18年度を初年度とし、平成27年度までの10年間を対象期間とした計画で、このたび計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次大洲市男女共同参画推進計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

前期計画策定から今日まで、少子高齢化のさらなる進行、地域社会における人間関係の希薄化など、日常生活において様々な環境の変化が見受けられる中、活力ある社会を構築していくためには、あらゆる分野において男女がともに自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくることますます重要な課題となっています。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、前期計画における取り組みの点検・評価結果をはじめ、平成27年10月に実施した市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、最近の社会情勢、さらには関連団体調査の結果等を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針と具体的事業等を示すものです。

また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく、市町村推進計画として位置付けます。

本計画の推進にあたっては、定期的に事業の進捗を確認し、必要に応じて見直しを行うこととします。

【2】男女共同参画について

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方にに基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

◆男女共同参画社会基本法の5つの基本理念◆

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度または慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

2. 男女共同参画社会の目指すもの

男女共同参画社会基本法では、男性も女性も性別にとらわれることなく、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

◆男女共同参画社会のイメージ図◆

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上する。
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮できる。

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人が、お互いに尊重し、協力することによって、家族のパートナーシップが強化される。
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことにより、男女がともに子育てや教育に参加できる。

地域力の向上

- 男女がともに、主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化される。
- 地域の活性化、暮らしの改善をはじめ、子どもが伸びやかに育つ環境が実現される。

【3】計画策定の社会的背景

1. 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な取り組みは、国際連合を中心として推進され、昭和47年（1972年）の国連総会では、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

同年には、第1回世界女性会議において、「世界行動計画」が採択され、各国がとるべき行動のガイドラインとして位置付けられました。そして、その翌年からの10年間は「国連婦人の10年」と宣言されました。

その後、平成27年（2015年）の第59回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組みの評価、広報・啓発等の活動など、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは、現在も継続して積極的に進められています。

しかし一方では、世界経済フォーラムが平成27年（2015年）11月に発表した、世界各国の男女格差を図る指標である「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は145か国中101位という結果でした。前年度の104位から大きな変動無く、経済協力開発機構（OECD）諸国の中でも非常に低い順位です。このレポートによると、アイスランド（1位）やノルウェー（2位）など、特に北欧地域が上位を占めています。

わが国がこのような低水準にある理由としては、特に「政治や経済」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

2. 国内の動き

（1）第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付けました。この法律に基づいて、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後の改定を経て、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と表記）が閣議決定されています。

「第4次計画」では、第3次男女共同参画基本計画の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、目的別の3本の柱を設定するとともに、「男性」の視点を横断的にし、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。

◆参考／第4次男女共同参画基本計画の構成◆

I	あらゆる分野における女性の活躍	①	男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ・男性型の働き方等の改革（長時間労働などの働き方の改革、家事・育児への参画、人材育成等） ・女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し（税制、社会保障制度等）
		②	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「30%」達成に向けたロードマップ ・政治・司法・行政・雇用の女性参画、さらに踏み込んだポジティブ・アクション ・その他（地域、農山漁村、科学技術・学術、教育、メディア、防災・復興、医療などの分野）
		③	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・均等な機会・待遇（セクハラ・マタハラ含む）、非正規、再就職・起業、自営業 ・M字カーブ解消、働き方改革
		④	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動（まちづくり・環境・観光・文化） ・農山漁村の意識改革、経済的地位・就業環境
		⑤	科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性研究者・技術者等の活躍に向けた環境整備 ・女子学生・生徒の理工系への進学支援
II	安全・安心な暮らしの実現	⑥	生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康（性教育・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^注含む）、スポーツ
		⑦	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・予防・対応の基盤整備、DV・ストーカー・性犯罪、売買春・人身取引等の対策（子ども含む） ・メディアの性・暴力表現、児童ポルノ対策
		⑧	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活の安定、ひとり親家庭等への支援（貧困の次世代連鎖防止を含む）、子ども・若者の自立支援 ・高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・介護支援制度 ・中立的な社会制度（税制、社会保障制度、家族法制等）
		⑩	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民的広がりを持った広報・啓発、男女共同参画等の教育・学習 ・女性の人権を尊重したメディアの表現、行政機関の表現
		⑪	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映 ・防災・復興の現場の男女共同参画、国際的な防災協力
		⑫	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 ・男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

注 【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】女性が生涯にわたって、自らの体と健康の保持・増進と出産等を自分自身で決定すること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとする考え方。平成6年（1994年）にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念。

(2) 女性活躍推進法の制定

国は、平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、女性が指導的地位に占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、様々な取り組みを進めてきました。

そして平成 27 年9月、女性が職業生活において希望に応じて能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」と表記）」が施行されました。

女性活躍推進法においては、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、3つの基本原則が設けられています。

これにより、平成 28 年4月から、地方公共団体（都道府県、市町村）には、地域の推進計画の策定が努力義務となり、労働者 301 人以上の事業所には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられることになりました。

◆女性活躍推進の3つの基本原則◆

1. 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
2. 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
3. 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、子育て支援

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指し、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びこれを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指すこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事等関連時間の向上等の数値目標が設定されました。

また、平成 24 年8月に公布された「子ども・子育て支援法」等に基づく、一元的なシステムとする子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度からスタートしました。幼児期の学校教育・保育を質量ともに確保し、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。

(4) 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」と表記）」は、平成 25 年に改正され（第3次改正）、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象にされることとなりました。

また、平成 12 年に施行された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」と表記）」は、平成 25 年7月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも付与されました。また、迷惑メールの繰り返し行為もストーカー行為に認定されました。

(5) 防災計画等における男女共同参画の視点

平成7年の阪神淡路大震災以降、平成 17 年、平成 20 年に国の「防災基本計画」が改正され、男女のニーズの違い等へ配慮する点が新しく追加されました。さらに、東日本大震災の発生後、平成 23 年 12 月と平成 24 年9月に、避難所における女性や子育て家庭などへ配慮することや、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。

国の「第4次計画」においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

3. 愛媛県の動き

(1) 第2次愛媛県男女共同参画計画の中間改定

愛媛県では、国の第3次計画を踏まえて、平成23年3月に「第2次愛媛県男女共同参画計画」を策定しました。平成27年度では、「中間改定」が行われ、5つの主要課題、15の重点目標、40の施策の方向が設定されました。

【第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）における施策の大綱】

【主要課題1】 男女の人権の尊重

- 重点目標1 女性に対する暴力の根絶
- 重点目標2 メディアにおける男女の人権の尊重
- 重点目標3 生涯を通じた女性の健康支援
- 重点目標4 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等への支援

【主要課題2】 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
- 重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【主要課題3】 意思決定の場への女性の参画拡大

- 重点目標1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入による女性の参画拡大
- 重点目標2 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援
- 重点目標3 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

【主要課題4】 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

- 重点目標1 男女が共に参画する家庭・地域づくり
- 重点目標2 安心して子どもを育てられる環境整備
- 重点目標3 高齢者や障害者等が共に輝いて暮らせる条件整備

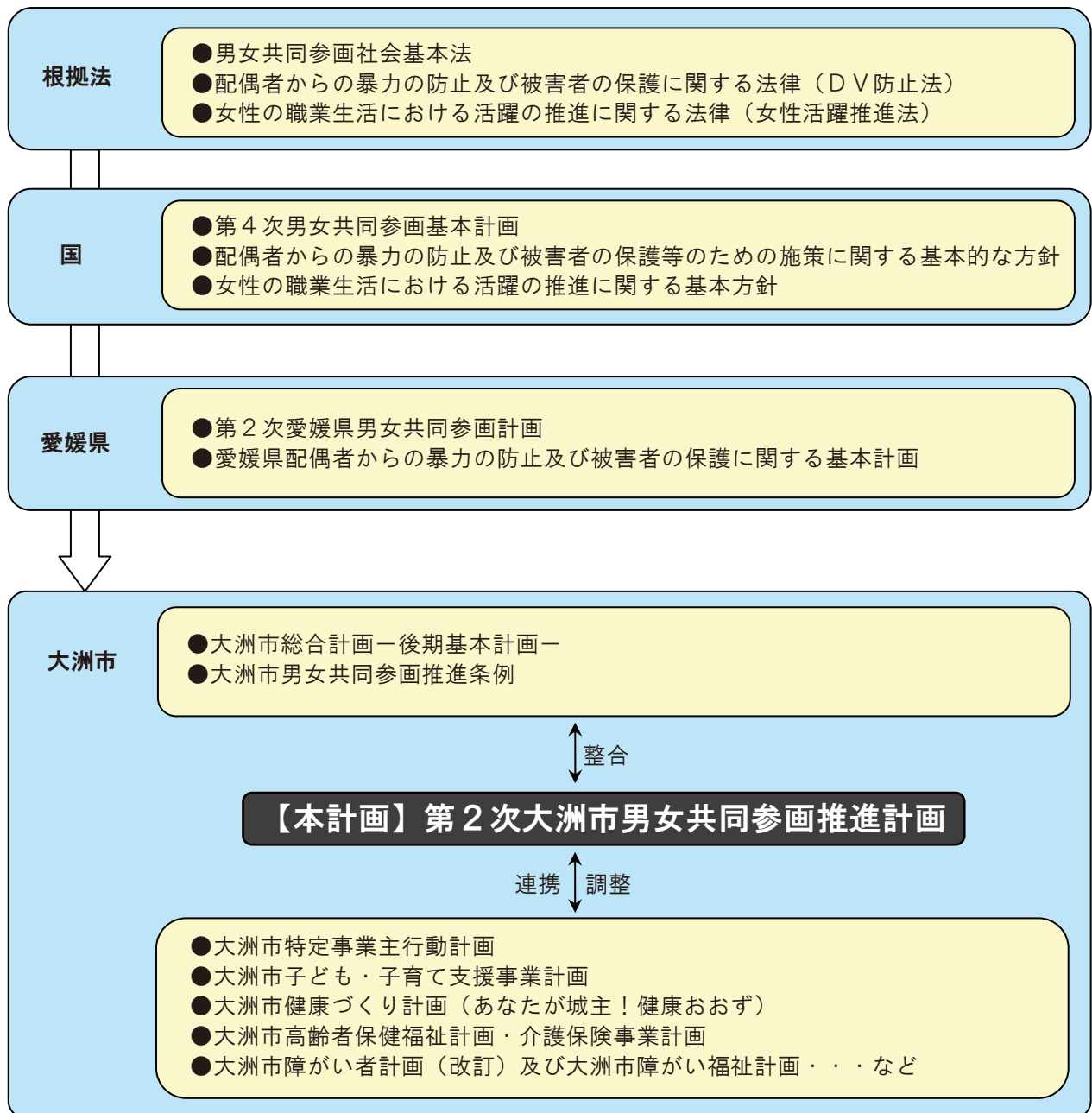
【主要課題5】 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

- 重点目標1 男女均等な雇用環境の整備
- 重点目標2 職業生活における女性の活躍推進
- 重点目標3 農林水産業における男女共同参画の促進

【4】計画の概要

1. 本市における計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、「女性活躍推進法」に基づく、市町村推進計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画、本市条例及び本市の総合計画及び平成28年3月に策定した「大洲市特定事業主行動計画」をはじめとする、関連他計画との整合や調整に配慮して策定しています。



2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度を初年度とする平成 37 年度までの 10 年間と定めま
す。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化や計画の進捗状況等を踏
まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、市内在住の 20 歳以上の市民を対象とした「大洲市男女
共同参画に関する意識調査」（以下「市民アンケート調査」と表記）を実施し、市民の
現状意識やニーズを把握するとともに、市内に所在する事業所を対象とした「大洲市男
女共同参画に関する事業所アンケート調査」（以下「事業所アンケート調査」と表記）
を行い、施策を検討する上での基礎資料としました。

調査名称	市民アンケート調査	事業所アンケート調査
調査対象	大洲市に居住する 20 歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 27 年 10 月	平成 27 年 10 月
配布数	1,900 件	86 件
有効回収数	744 件	54 件
有効回収率	39.2%	62.8%

また、地域で男女共同参画に係る活動を展開している、各種組織・団体等を対象とし
た「大洲市男女共同参画に関する団体等ヒアリングシート調査」（以下「関連団体調査」
と表記）を実施し、策定時の基礎資料としています。

調査名称	大洲市男女共同参画に関する団体等ヒアリングシート調査
調査対象	男女共同参画に関連する市内の各種組織・団体等
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 27 年 10 月
配布数	14 件
回収数	12 件

(2) 前期計画の点検と評価

前期計画に基づき実行している様々な施策や取り組み状況について、その進捗等につい
て点検を行いました。本計画は、それぞれの取り組み内容の点検・評価を踏まえ、策定し
ています。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、全庁的な組織である「大洲市男女共同参画推進計画策定委員会」で協議、検討して原案を作りました。そして、「大洲市男女共同参画推進会議」に諮り、専門的見地から意見をいただき、さらに、パブリックコメント（市民意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

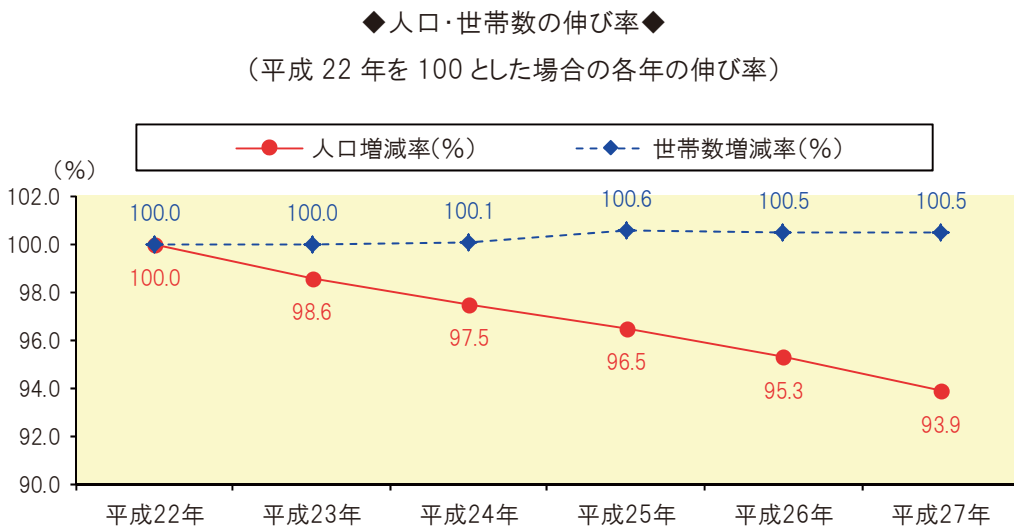
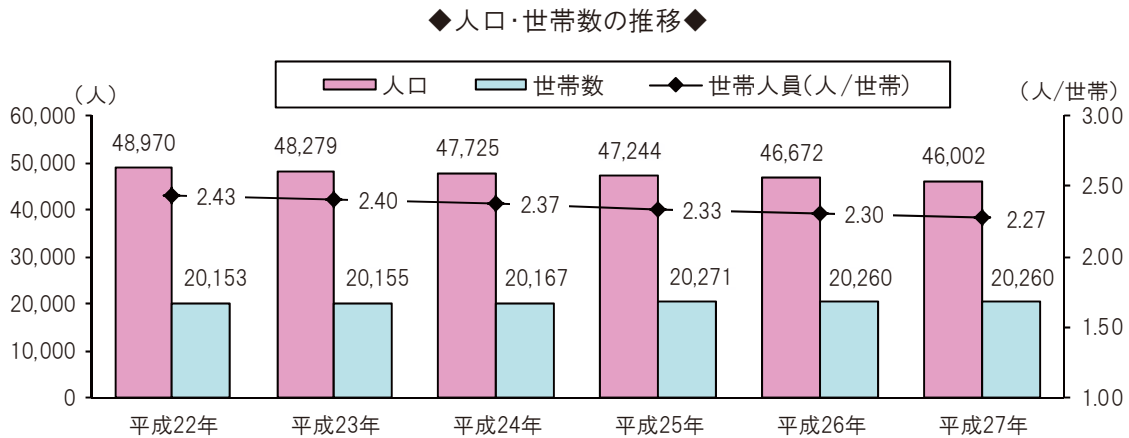
第2章 本市を取り巻く現状

【1】人口等の状況

1. 人口・世帯数の動き

本市の人口は、平成27年3月末現在46,002人で、平成22年3月末から5年間で約3,000人の減少（平成22年を100.0とした場合93.9）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

世帯数は横ばいで推移していますが、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成22年の2.43人から平成27年では2.27人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。



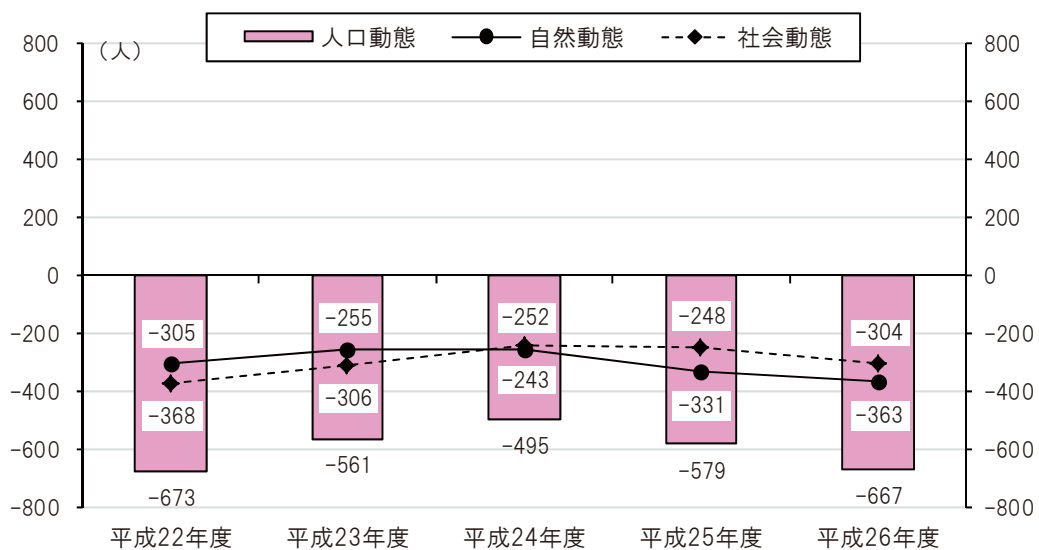
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)
注：伸び率は、平成21年を100とした場合の各年の増減割合

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回るマイナスを示しています。

平成26年度では、自然動態がマイナス363人、社会動態がマイナス304人であり、合計667人の人口減少となっており、人口減少数は、平成25年度以降、自然動態が社会動態を上回って、減少傾向で推移しています。

◆人口動態◆

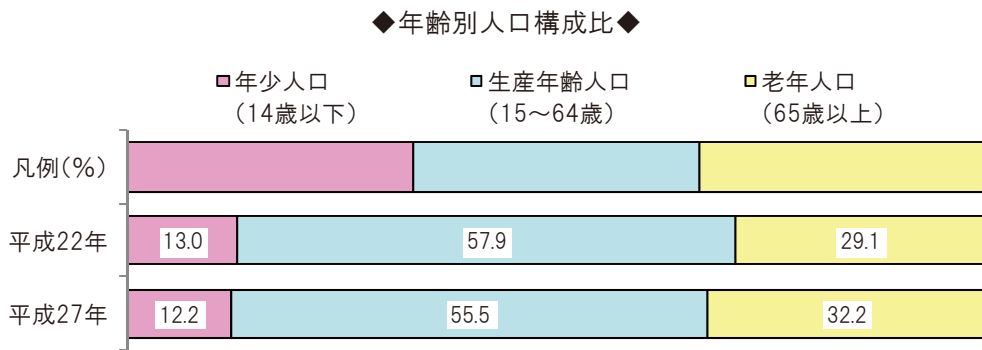


	自然動態(c)		社会動態(f)		人口動態(g)
	出生者数(a)	死亡者数(b)	転入者数(d)	転出者数(e)	
平成22年度	366	671	1123	1491	-673
平成23年度	376	631	1134	1440	-561
平成24年度	360	612	1175	1418	-495
平成25年度	338	669	1210	1458	-579
平成26年度	347	710	1163	1467	-667

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)
資料：住民基本台帳

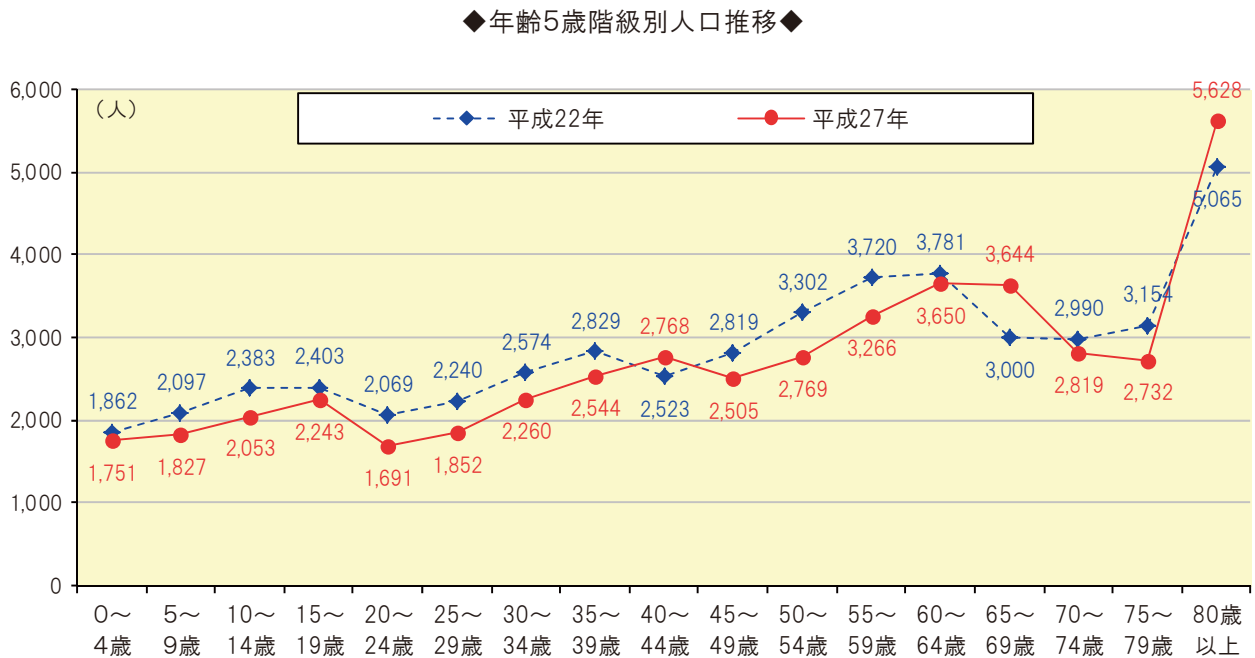
3. 年齢別人口構成

本市の14歳以下の年少人口比は微減傾向で推移しています。一方、高齢化率（65歳以上の老年人口構成比）は増加傾向で推移しており、平成27年で32.2%と、およそ3人に1人が高齢者という状況で、本市においても少子高齢化の顕著な進行がうかがえます。



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

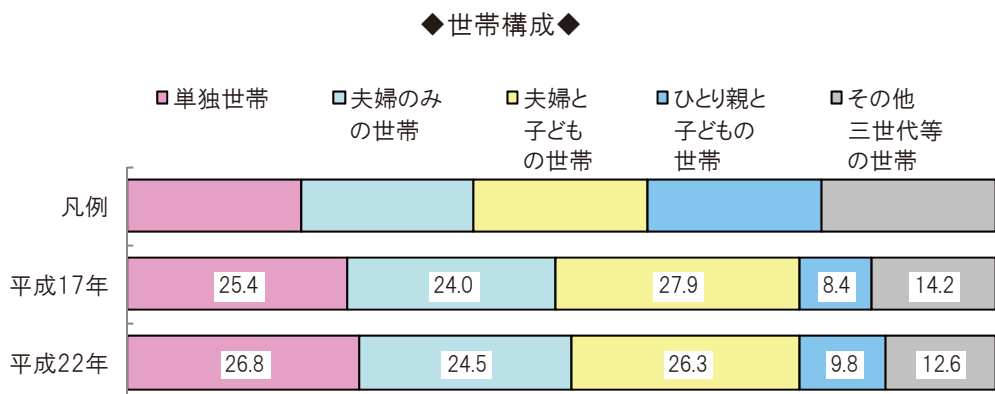
さらに、5歳階級別でみると、平成27年では40~44歳のいわゆる「団塊ジュニア層」及びその親世代である60歳代の「団塊の世代」がボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上の年齢層は5,628人で、人口総数の12.2%を占めています。



資料:住民基本台帳(平成26年3月末現在)

4. 世帯構成の状況

世帯構成を5年間の推移で見ると、「夫婦と子どもの世帯」や世帯人員が多い「その他三世代等の世帯」がやや減少し、一方で「単独世帯」や「ひとり親と子どもの世帯」などで増加がみられます。

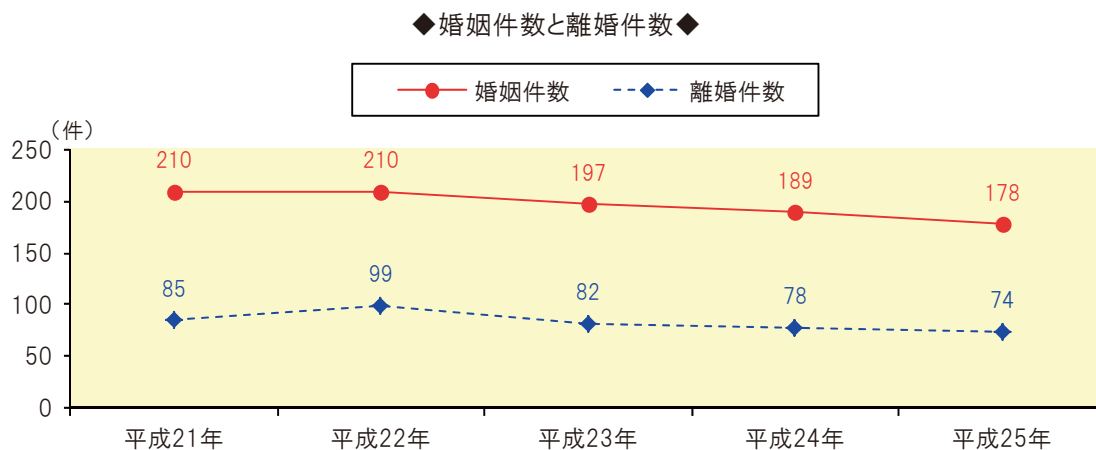


資料：国勢調査

【2】婚姻や就労等の状況

1. 婚姻件数等の推移

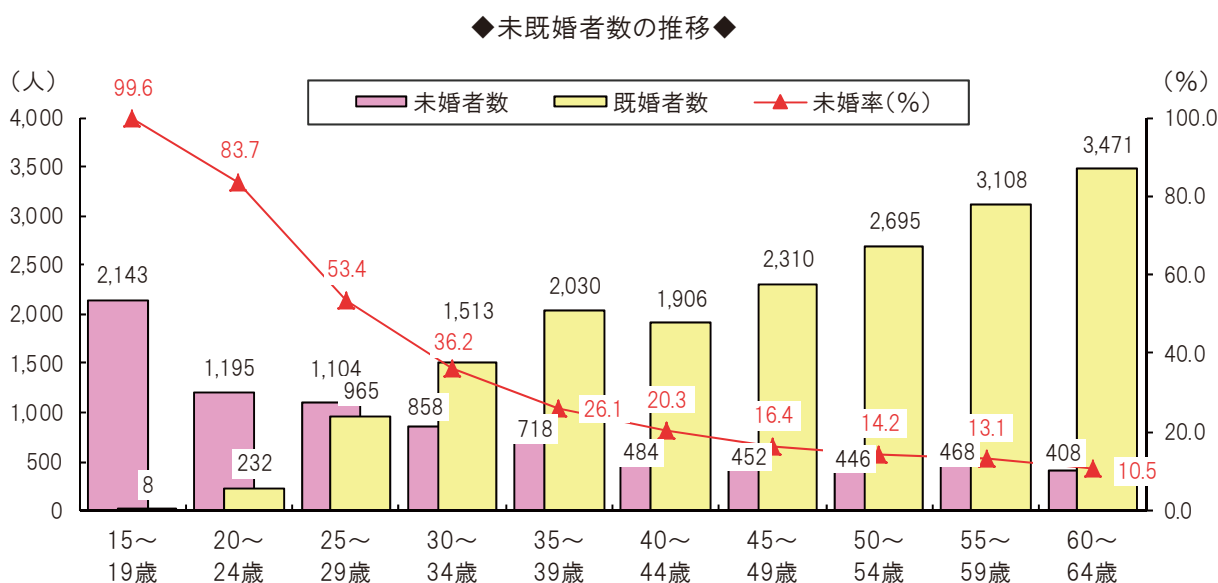
本市の婚姻件数は、平成23年以降減少傾向にあり、平成25年では年間178件となっています。離婚件数も緩やかに減少傾向で推移しています。



資料：人口動態統計

本市の未既婚者数を年齢別にみると、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代の前半になると逆転し、未婚率は36.2%となります。

つまり30歳代前半のおよそ6割が既婚者ということになり、婚姻の中心的年齢層であることがわかります。



資料：国勢調査(平成22年)
注：離婚、死別は「既婚者数」に含む

また、未婚率を5年間の推移で見ると、男性は20歳代でやや減少しているものの、その他の年齢層では増加しており、特に30歳代から40歳代前半にかけて未婚率の増加が目立っています。女性も全体的に未婚率に増加がみられ、特に40歳代前半の増加が目立っています。

本市でも晩婚化が進行している状況にあることがうかがえます。

◆性別・年齢別未婚率の推移◆

男性未婚率	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳
平成17年	99.8	86.8	61.0	39.8	27.3	20.9	19.7	18.2
平成22年	100.0	85.9	58.8	43.4	32.4	25.6	21.5	20.4

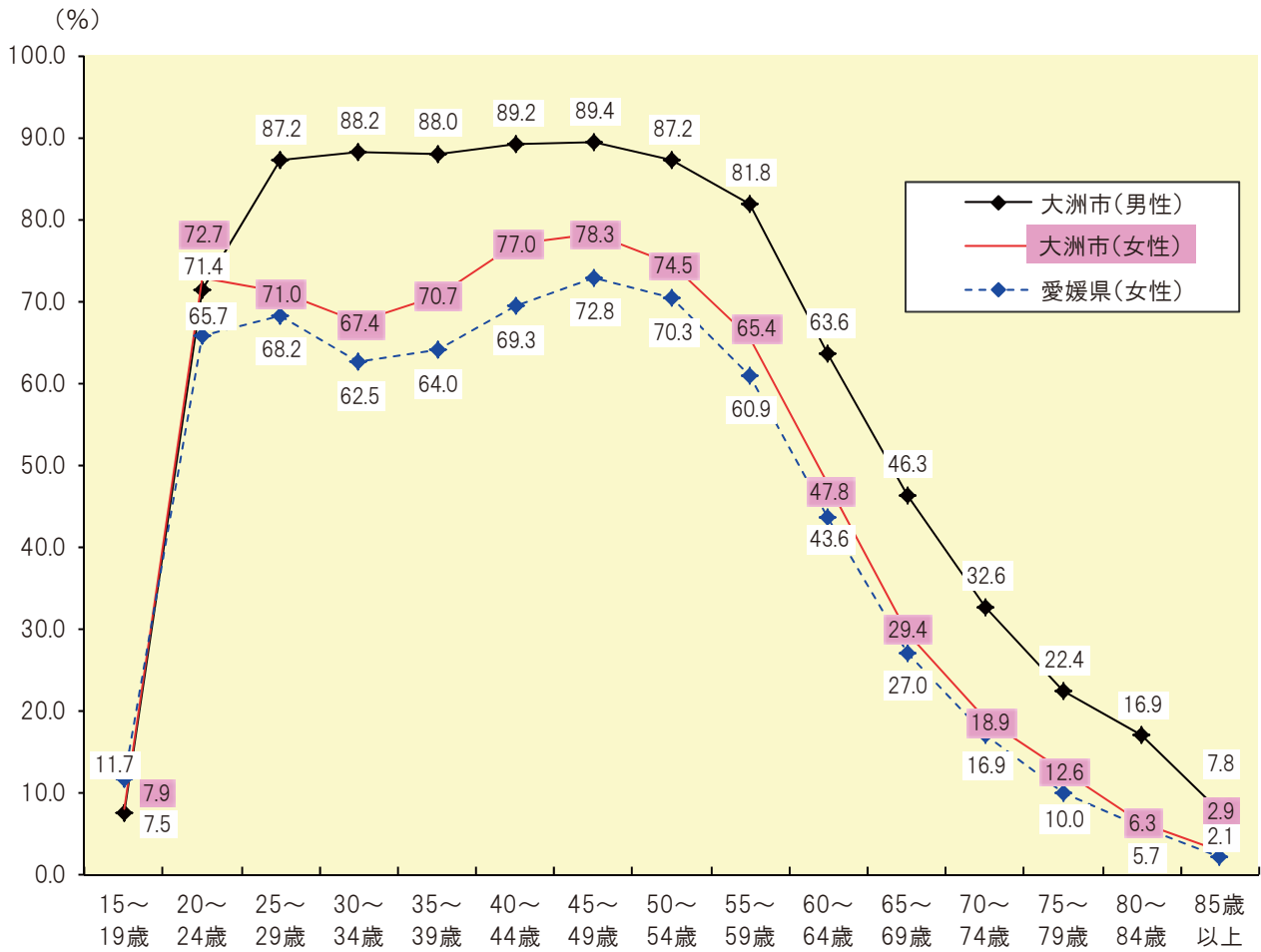
女性未婚率	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳
平成17年	99.4	81.9	47.8	25.6	16.8	10.7	8.1	8.3
平成22年	99.2	82.0	48.3	28.8	20.1	15.2	11.3	7.9

注：表中の網掛けは、平成17年と22年の数値を比較して、高い数値を示す。
資料：国勢調査

2. 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の状況にあります。一方で、女性の就業率は全体的に愛媛県の平均を上回っていることから、共働き世帯も比較的多いことがうかがえます。

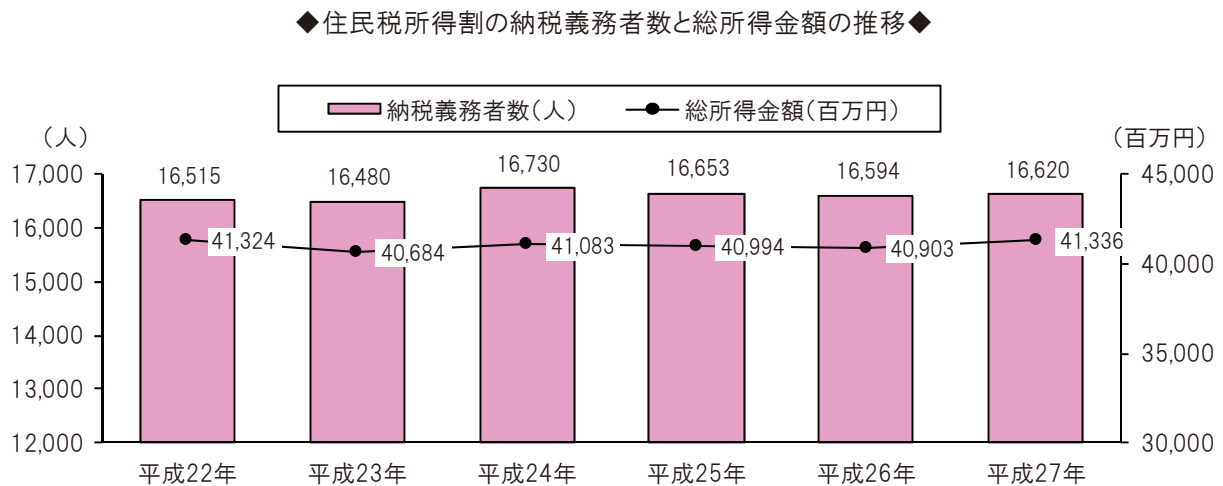
◆年齢別就業率◆



資料：国勢調査(平成22年)

3. 所得等の状況

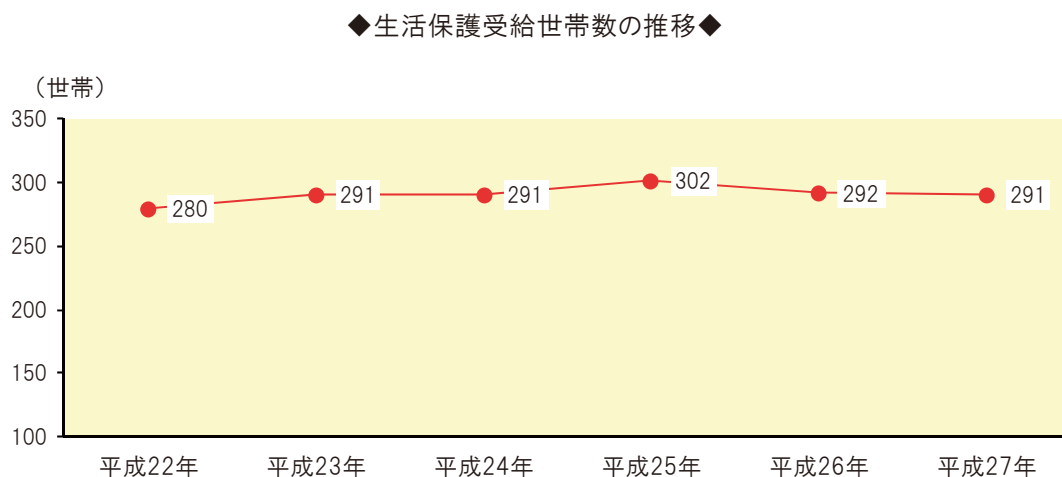
本市の納税義務者数は、平成27年で16,620人となっており、近年は、増減を繰り返しながら推移しています。総所得金額もほぼ同傾向にあり、平成27年では41,336百万円となっています。



資料：市町村税課税状況等の調

4. 生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数は、近年は横ばいで推移しており、平成27年では291世帯となっています。



資料：大洲市資料

【3】前期計画における取り組みの点検・評価

1. 前期計画の点検と評価の方法

男女共同参画の事業分野は、単に周知・啓発活動にとどまらず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、前期計画に基づき実行している取り組みを、所轄する担当課において、その進捗状況を点検し、今後の取り組みの方向性を定めています。

本計画は、これらの点検・評価結果を踏まえて策定しており、以下に、前期計画の9つの施策目標ごとに、その結果を概括します。

2. 前期計画点検・評価結果の概要

施策目標	1. 女性の人権尊重、暴力の根絶
主要施策	1. 男女共同参画推進の広報・啓発活動の展開 2. 男女共同参画の視点に立った表現の推進 3. 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実
点検・評価結果から見た今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画都市宣言の実施 ◆広報大洲など、多様な手段を利用した情報提供体制の充実 ◆男女共同参画ホームページの早期開設 ◆市職員の意識向上に向けた研修の実施や大洲市特定事業主行動計画の周知・推進 ◆市の広報活動、刊行物の記事作成者の研修 ◆メディアに関連する企業や団体などへの啓発 ◆暴力の発生を防止する環境づくりの推進 ◆地域全体でDVを防止する、暴力を許さない気運の醸成 ◆男女共同参画に関する相談体制の周知と整備 ◆相談者の研修実施 ◆虐待防止ネットワーク連携を強化、被害者等の一時保護、自立支援の推進

施策目標	2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、実践支援
主要施策	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2. 女性のチャレンジ支援（支援事業の検索システム等） 3. 男女共同参画を推進する法制度の理解促進
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆関連機関と連携した、男女共同参画の視点に立った社会制度見直しの広報・啓発活動の推進 ◆市民・地域団体が行う男女共同参画の視点に立った慣行・しきたりの見直し ◆市の主要な施策・事業の男女平等度評価を実施 ◆人権侵害に関する相談申出について関係機関等と連携した適切な措置 ◆支援事業の検索システムの構築 ◆大洲市男女共同参画推進条例の継続的な周知 ◆男女共同参画に関係の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形での広報、内容周知の促進 ◆学校教育や社会教育の場で、法令等により、保障される人権に関して正しい知識の普及の促進

施策目標	3. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
主要施策	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 地域組織等における取り組みの支援、協力要請 3. 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取り組みの支援
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆審議会等の女性登用率を30%以上に引き上げ ◆審議会などの開催日時等の配慮や公募委員枠の拡大 ◆管理職をはじめとする市職員への意識啓発 ◆市職員の積極的な男女格差の是正への取り組み ◆おおず女性塾などを通じた、地域のリーダーとなる人材の育成 ◆女性の地域活動における固定概念や慣行の解消 ◆企業における積極的な男女格差の是正促進 ◆市内事業所等での男女共同参画推進に関わる啓発活動、自主的な学習・研修会の実施を働きかけ

施策目標	4. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し 2. 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 3. 地域社会への男女の共同参画の促進
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆男性の家事・育児への参加促進 ◆育児休業・介護休業制度の普及定着の働きかけ ◆産休、育休明けのスムーズな職場復帰への配慮 ◆市が率先して「大洲市特定事業主行動計画」を推進 ◆子ども・子育て支援事業等を踏まえた、教育・保育事業の推進 ◆ひとり親家庭等、支援が必要な家庭へのきめ細やかな支援 ◆地域消防活動への女性の参加促進 ◆市民ニーズに応じた学習機会の充実 ◆地域づくりのリーダーなどの人材の発掘・養成 ◆地域文化・芸術の振興など、男女がともに参加するまちづくりの推進

施策目標	5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 2. 女性の能力発揮促進のための援助 3. 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正男女雇用機会均等法、労働基準法等の周知に努めるとともに、雇用主へ遵守を呼びかけ ◆労働相談窓口を設置している支援機関の周知・活用 ◆関係機関と連携した女性が働きやすい就業環境整備の支援、情報提供 ◆市職員採用など男女平等化の推進による男女共同参画のモデル職場への取り組み ◆ひとり親家庭等の自立支援等相談窓口の設置 ◆自立促進と生活安定を図るための就業支援、子育て支援事業と連携した生活支援の実施 ◆商工会活動への男女共同参画の推進 ◆再就職を希望する女性に対する支援 ◆多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知徹底 ◆雇用創造の積極的な取り組み

施策目標	6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の経済的地位の向上 2. 就業条件・環境の整備 3. 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性指導者として活動するための資質向上、農業委員への女性の登用促進を目的とした啓発 ◆新規参加者増を目指した、交流会の内容や開催方法等の検討 ◆県やJA等関係機関と連携した家族経営協定の促進 ◆6次産業化（農林漁業者による加工・販売への進出等）に取り組もうとする女性に対する情報提供 ◆男性と女性が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することのできる社会に向けた、学習機会の創出 ◆地域づくりにつなぐことを目的とした活動体験発表や情報交換の実施 ◆農山漁村女性組織のネットワークづくり

施策目標	7. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 2. 男女平等を推進する教育・学習 3. 地域における男女共同参画学習の促進
点検・評価結果からみた今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指したキャリア教育の推進 ◆男女共同参画社会づくりセミナーの開催 ◆県内の他市町の女性団体とのネットワーク構築 ◆男女の平等、相互理解・協力などについての指導の充実 ◆男女共通履修、教育相談の充実、管理職、教職員等に対する研修などの推進 ◆性別による固定的役割分担意識にとらわれない子どもを育成するための家庭教育学級・講座等の充実 ◆男女共同参画に関する学習機会の提供 ◆市民主導による学習の促進 ◆男女共同参画への影響について配慮するよう、社会教育関係者への意識啓発 ◆専門的な指導者の養成、新たな活動拠点の整備など学習環境の整備

施策目標	8. 生涯を通じた女性の健康支援
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯を通じた女性の健康の保持増進 2. 妊娠・出産等に関する健康支援 3. 健康をおびやかす問題についての対策の推進
点検・評価結果から見た今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出産の自己決定についての対応や相談の充実 ◆ 妊娠・出産期における女性の健康促進 ◆ 妊娠した女性に配慮する職場づくりの啓発 ◆ がん検診・健康教育などの実施 ◆ 市民へ健康に関する情報提供 ◆ 職場や公共の場における分煙・禁煙の推進 ◆ 成人式・母子手帳交付時等に禁煙・適正飲酒の啓発

施策目標	9. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等の自立支援 2. 高齢者等が安心して暮らせる社会基盤の整備
点検・評価結果から見た今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活習慣の改善、疾病の予防と悪化予防のための講座の開催 ◆ 高齢者の生きがいと健康づくりを推進する教養・趣味講座等の実施 ◆ 高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進 ◆ 高齢者の閉じこもり防止や介護予防を目的としたボランティアの充実 ◆ 介護サービスの充実

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念・将来像と基本目標

1. 基本理念

本市では、「大洲市男女共同参画推進条例」に掲げる8つの基本理念を、前期計画の基本理念として定め、取り組みを推進してきました。「大洲市男女共同参画推進条例」は、豊かで活力ある社会を築くため、男女が性別に関わらず個性と能力を発揮しながら、あらゆる分野において対等に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して制定したものです。

本計画においては、引き続き、この条例に基づく基本理念を計画の基本理念として位置付けます。

基本理念	
1. 人権の尊重と男女平等の機会の確保	・男女がともに個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。
2. 多様な生き方の選択	・固定的な性別役割分担意識による制度や社会の慣行が、社会における男女の活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことがないように配慮されること。
3. 政策・方針決定過程への平等な参画	・男女が社会の対等な構成員として、市の施策や企業・団体等における方針の立案・決定過程に、ともに参画する機会が確保されること。
4. 仕事と家庭生活の両立	・男女がともに、家族の一員としての役割を担い、子育て、介護、地域活動などの活動と、仕事や家事との両立ができるよう配慮されること。
5. 雇用・就労の場における男女の均等な機会の確保	・雇用や就業の場において、男女の均等な機会が確保され、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること。
6. 教育・学習の場における男女平等	・学校教育及び生涯学習の場において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること。
7. 性差に配慮した男女の健康と権利の尊重	・妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、男女が互いを理解し合い尊重されながら、健康な生活を営むことについて配慮されること。
8. 国内及び国際的的理解と協力	・男女共同参画の推進に関する取り組みは、国際社会及び国内における取り組みと協調して行われること。

2. 将来像

本市では、「大洲市男女共同参画推進条例」に掲げる8つの基本理念に基づき、前期計画における将来像として、「ともに創る活力あふれるまち・大洲」を掲げています。

本市では、この将来像に基づき、男女がともに力強く働き、ともに心豊かな生活を享受できる活力ある大洲市を目指して、様々な男女共同参画推進施策を推進してきました。

本計画においては、男女共同参画のさらなる取り組みの充実と推進を目指して、前期計画において定めた将来像を踏襲します。

将来像	ともに創る活力あふれるまち・大洲
-----	------------------

3. 基本目標の設定

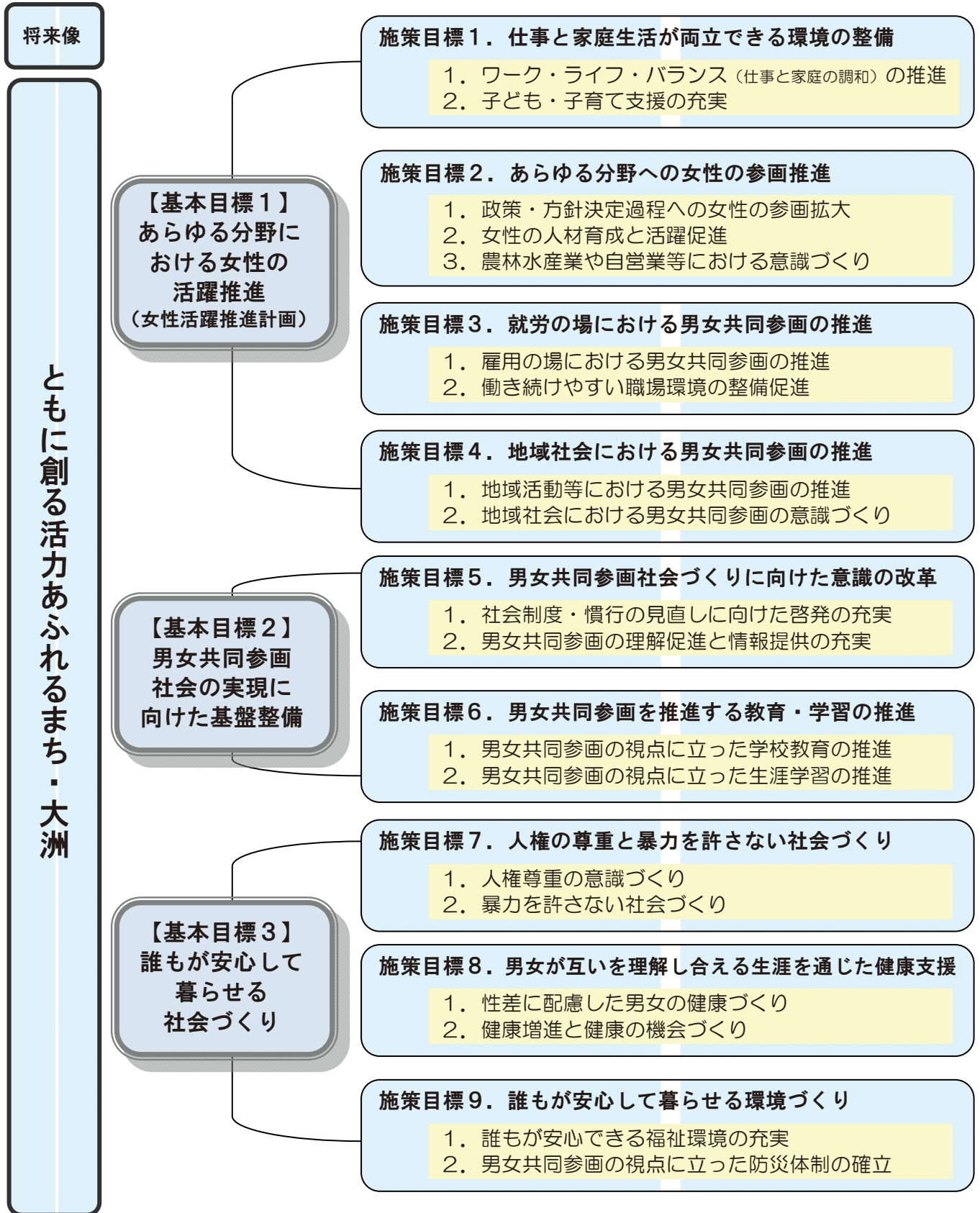
本計画では、前期計画策定から今日までの社会・経済的動向、国や県の動き、市民意識やニーズ等を踏まえるとともに、根拠法の一つとして「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が位置付けられたことを考慮し、3つの「基本目標」を定めます。次に、「基本目標」に基づき、9つの「施策目標」を定め、さらに、それぞれに「主要施策」を展開します。

基本目標	【1】あらゆる分野における女性の活躍推進（女性活躍推進計画） 【2】男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備 【3】誰もが安心して暮らせる社会づくり
施策目標	1. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備 2. あらゆる分野への女性の参画推進 3. 就労の場における男女共同参画の推進 4. 地域社会における男女共同参画の推進 5. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 6. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 7. 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり 8. 男女が互いを理解し合える生涯を通じた健康支援 9. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

なお、本計画では、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍推進」に、女性活躍推進計画の取り組みを位置付けます。

以上を「体系図」としてとりまとめると、次のように表現されます。

【2】男女共同参画施策の体系



第4章 具体的な取り組み内容

【基本目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進（女性活躍推進計画）

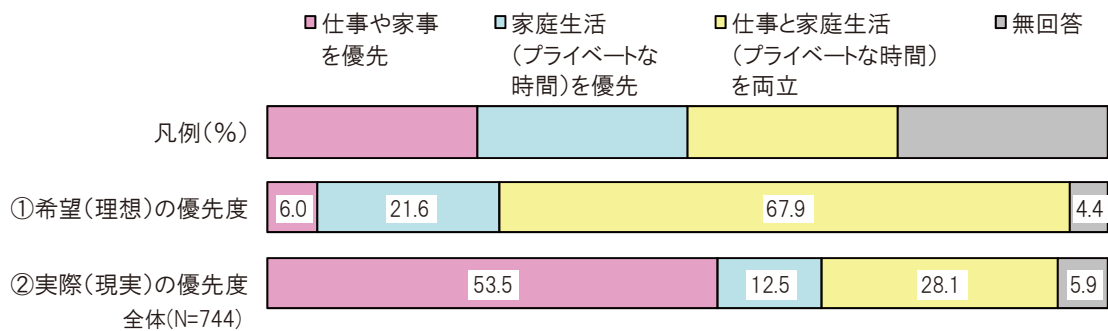
施策目標1. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

■ 現状と課題 ■

男女がともに社会の様々な活動に参画するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、仕事と家庭生活を両立させ（ワーク・ライフ・バランス）、誰もが活躍できる環境づくりが必要です。

市民アンケート調査結果では、日常生活における「仕事や家事」のバランスについての理想は、「仕事・家庭生活を両立したい」が7割近くを占めていますが、実際は「仕事や家事を優先している」が過半数を占め、理想と現実のギャップが非常に大きくなっています。

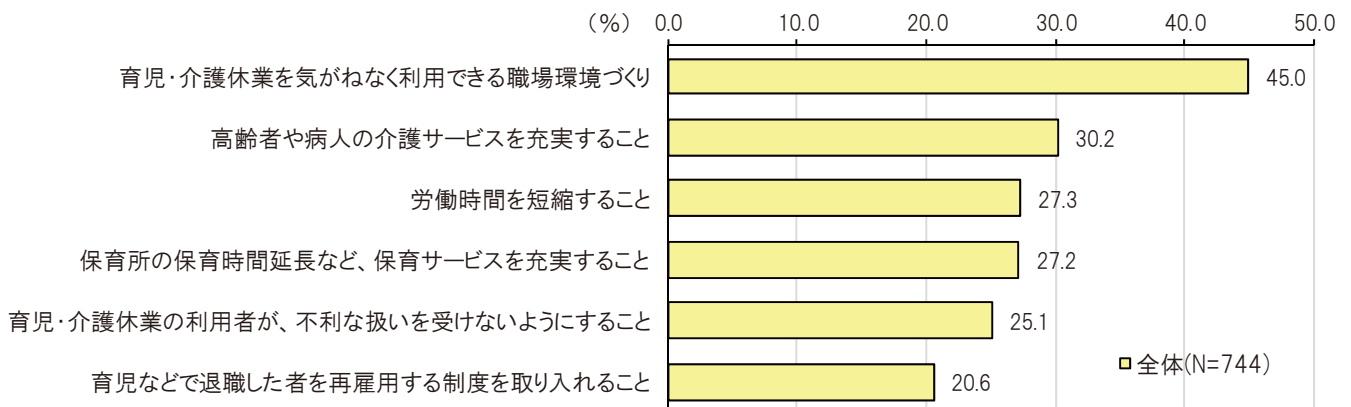
◆市民／日常生活の理想と現実について◆



※N(またはn)は比率算出上の基数(標本数)を示します(以下同様)

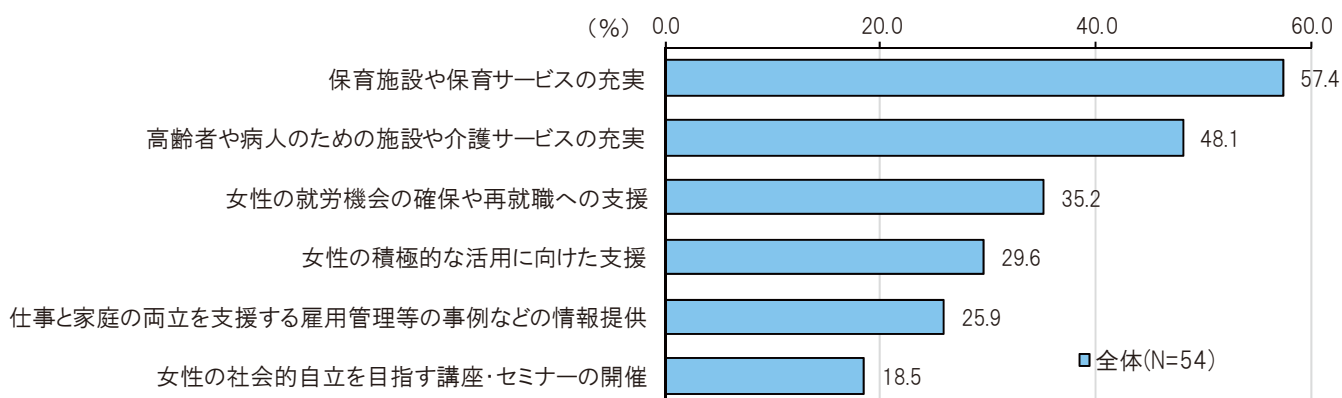
男女がともに「仕事や家事」と「家庭生活」を両立させるためには、「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境づくり」が最も多いものの、育児休業や介護休業を取得した人は、いずれも1割未満にとどまっています。

◆市民／仕事と家庭の両立に必要なと思うこと(上位項目を抜粋)◆



事業所アンケート調査結果では、男女共同参画を推進するために必要な施策として、「保育施設や保育サービスの充実」「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が上位に回答されています。

◆事業所／男女共同参画を推進するために必要な施策(上位項目を抜粋)◆



仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）実現のため、男性の家事・育児への参加促進、そのための固定的な性別役割分担意識の払拭に向けた取り組みが必要です。また、男性も女性も安心して仕事ができるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等の充実が重要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進

[1] 男性の家事等への参加について意識の醸成

- 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（ILO第156号条約）の周知・普及を図るとともに、男性の家事・育児・教育への参加促進に向けて講演会・セミナーなどを実施し、市民・地域・職域における意識の醸成を図ります。

[2] 産休、育休、介護休業の取得しやすい職場環境の実現

- 産休、育休、介護休業明けのスムーズな職場復帰の実現に向け、人事管理のあり方を検討します。

[3] 男女の働き方の見直し

- 市が率先して「大洲市特定事業主行動計画」を推進するとともに、市内事業所へも育児休業・介護休業制度の普及・定着を働きかけます。

[4] 次代の親の育成

- 性別に関係なく子どもが家事を手伝うよう啓発を行うとともに、子ども料理教室や通学合宿など体験学習の実施に努めます。
- 男女が協力して家事・育児・教育を行う意義についての広報・啓発を行います。

2. 子ども・子育て支援の充実

[1] 子ども・子育て支援事業の充実

- 保育所・幼稚園の教育・保育内容の充実を図るとともに、公立幼稚園における3歳児の受け入れや預かり保育の実施、さらには、地域子ども・子育て支援事業の新たな展開を推進します。

[2] 子ども・子育て家庭への多様な支援

- 子育てで家庭において、楽しく、不安なく子育てができるよう、また、支援が必要な人が適切なサービスを受けられるよう、子ども・子育てに関する相談・情報提供の充実を図るとともに、市民相互の交流を促進します。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
「おおず・ファミリー・サポート・センター」の支援活動数	—	89件	188件	子ども・子育て支援事業計画※
病児保育事業所数	—	0カ所	1カ所	子ども・子育て支援事業計画※
地域子育て支援センター	1カ所	3カ所	4カ所	子ども・子育て支援事業計画※
放課後児童クラブ登録児童数	—	216人	236人	子ども・子育て支援事業計画※

※「子ども・子育て支援事業計画」に基づく目標値は、平成31年見込値を採用。

施策目標 2. あらゆる分野への女性の参画推進

■ 現状と課題 ■

平成 27 年 4 月現在、審議会等の委員総数 1,192 人のうち、女性委員は 267 人（委員総数に占める女性の割合 22.4%）となっています。5 年前の平成 22 年 4 月現在の 17.3%から、若干増加がみられるものの、今後、さらに女性の登用を促進する必要があります。

◆ 審議会等における女性委員 ◆

	①地方自治法第 180 条の5に基づく審議会等			②地方自治法第 202 条の3に基づく審議会等		
	委員総数	うち女性	女性割合	委員総数	うち女性	女性割合
平成 22 年 4 月現在	56 人	4 人	7.1%	855 人	167 人	19.5%
平成 27 年 4 月現在	56 人	5 人	8.9%	820 人	168 人	20.5%

	③要綱規定等に基づき市が独自に設置している審議会等			審議会等合計(①+②+③)		
	委員総数	うち女性	女性割合	委員総数	うち女性	女性割合
平成 22 年 4 月現在	221 人	25 人	11.3%	1,132 人	196 人	17.3%
平成 27 年 4 月現在	316 人	94 人	29.7%	1,192 人	267 人	22.4%

資料：大洲市資料

本市職員における女性管理職（専門員級以上）の割合をみると、平成 27 年 4 月現在、218 人の管理職総数のうち、女性管理職は 39 人（管理職総数に占める女性の割合 17.9%）となっており、平成 22 年 4 月現在から 17 人増となっています。

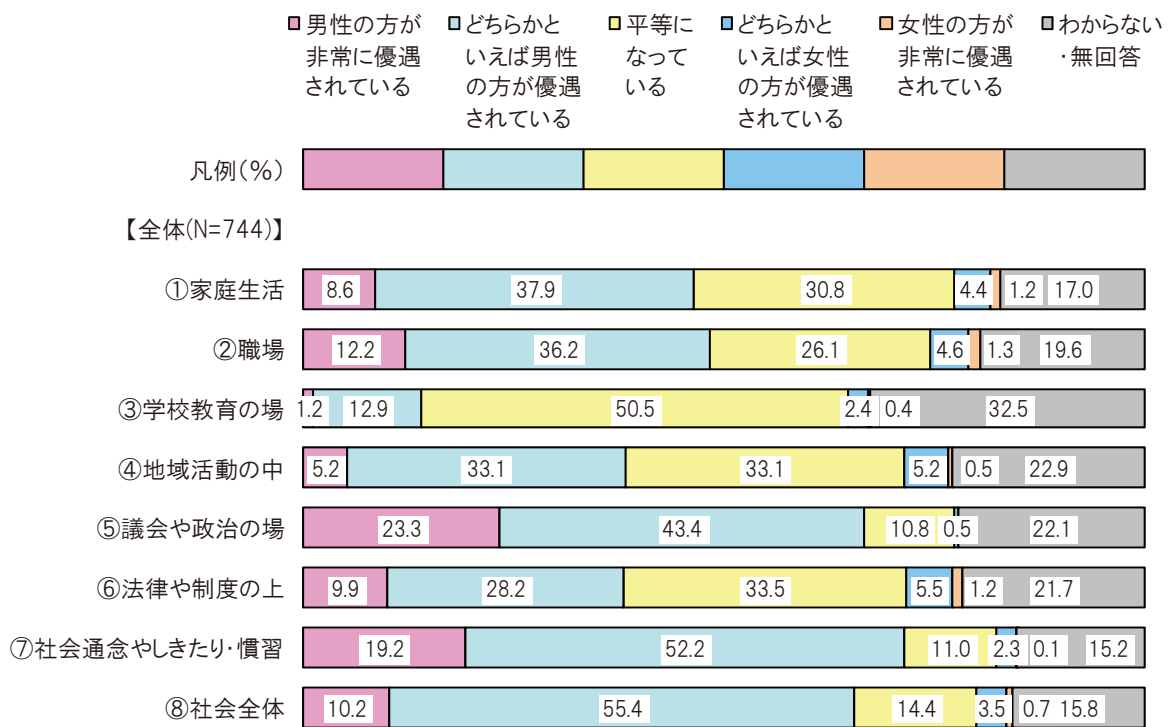
◆ 職員の女性管理職 ◆

	管理職(専門員級以上)総数		
		うち女性	女性割合
平成 22 年 4 月現在	205 人	22 人	10.7%
平成 27 年 4 月現在	218 人	39 人	17.9%

※病院技術職及び技能労務職員を除く 資料：総務課

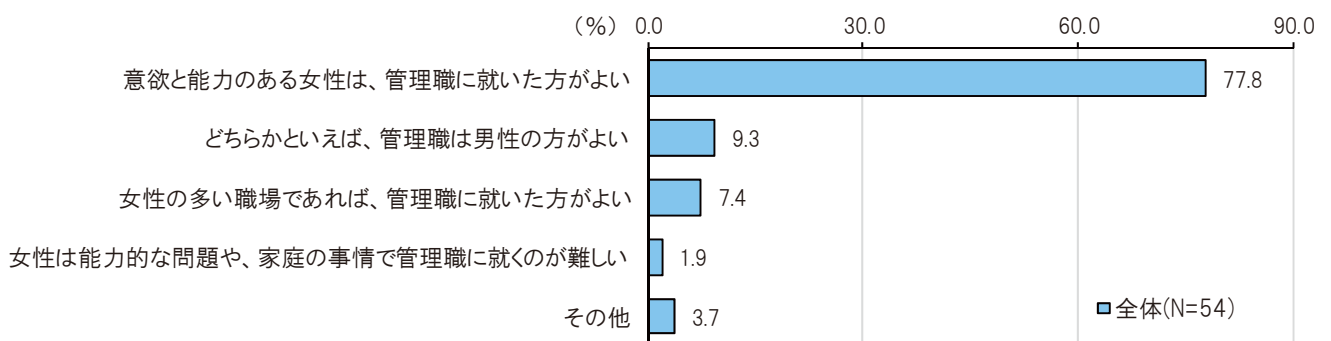
市民アンケート調査結果では、男女平等意識について、「議会や政治の場」では「男性の方が非常に優遇されている」割合が他の分野を大きく上回っているのが目立っています。

◆市民／男女の地位の平等意識◆

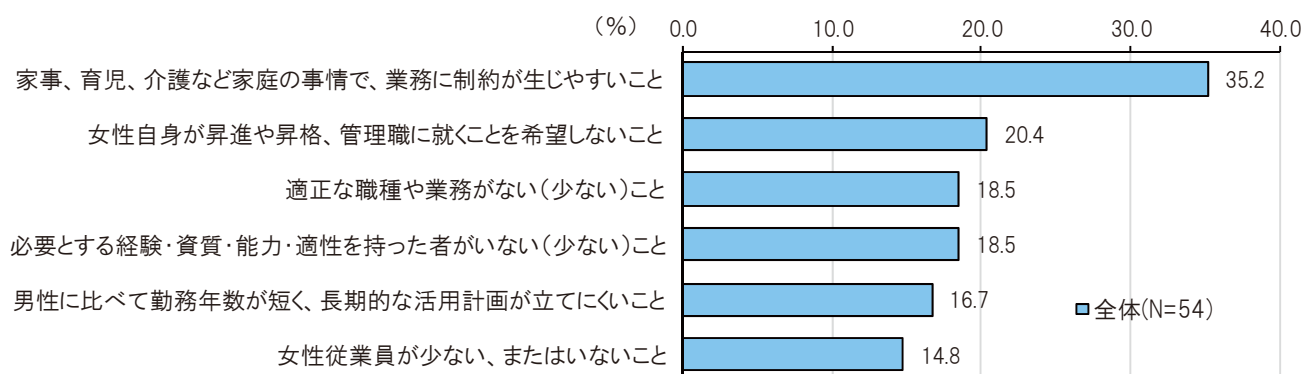


事業所アンケート調査結果では、女性が管理職に就くことについて、「意欲と能力のある女性は、管理職に就いた方がよい」が8割近くと、突出して高くなっています。一方、女性の管理職登用や人材活用にあたっての問題点として、「家事、育児、介護など家庭の事情で業務に制約が生じやすいこと」最も高くなっています。

◆事業所／女性が管理職に就くことについて◆



◆事業所／女性の管理職登用や人材活用にあたっての問題点(上位項目を抜粋)◆



審議会等における女性委員については、委員選定基準の検証をはじめ、女性の積極的な登用について十分に検討を行うことが必要です。また、女性による政策への提言が、市政運営に十分に生かされるよう、職員の男女共同参画に対する意識の向上が求められています。そのため、本市では平成 28 年 3 月に「大洲市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍促進を積極的に図っていく取り組みを推進しています。

また、市の審議会等のみならず、あらゆる分野での政策・方針決定過程においても、女性の参画は重要であり、様々な分野における女性の能力発揮促進のための支援に向けて、女性の人材育成と活躍促進を図る必要があります。

さらに、女性の様々な分野へのチャレンジを支援するために、起業しやすい環境づくりや、在宅での就業を含めた新しい労働形態の拡充など、総合的な施策の推進が求められています。

■ 施策の展開方向 ■

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

[1] 審議会等への女性登用率の向上

●平成 37 年までに、審議会等の女性登用率が 30%以上を目標とし、公募委員枠の拡大など、委員選出に関わる項目を見直していきます。また、多様な人材が参加できるよう、夜間・休日開催、託児体制の整備など、開催日時等への配慮を促進します。

[2] 管理職をはじめとする職員等の意識啓発

●大洲市男女共同参画推進条例の周知徹底など、男女共同参画を推進する責務を負う主体として、市職員の意識を啓発していきます。

[3] 女性職員の能力活用

- 市の女性職員の職域拡大、管理職への登用など、積極的な男女格差の是正を図っていきます。

[4] 相談申出への対応

- 性別による差別的な扱いなど、男女共同参画の推進を阻害する人権侵害に関する相談や申出について、関係機関等と連携を図りながら、適切な措置を講じていきます。

[5] チャレンジへの情報提供

- チャレンジに必要な情報をワンストップで入手できるよう、国・県の関連機関サイトなどともリンクした支援事業の検索システムの構築を目指します。

2. 女性の人材育成と活躍促進

[1] 職業能力の向上

- 愛媛県職業能力開発協会などが実施する講習会・訓練等の周知と活用を促進し、パソコン教室など、職業能力の向上を図る学習機会のさらなる充実に努めます。

[2] 企業における積極的な格差是正の促進

- 男女共同参画を進める事業所の表彰制度の周知、実践例の情報提供と普及に努めるなど、企業における積極的な男女格差の是正を促進します。

[3] 市内事業所の取り組み支援

- 市内事業所等に対し、男女共同参画推進に関わる啓発活動、自主的な学習・研修会の実施を働きかけ、資料提供、指導者派遣などの支援を行います。

3. 農林水産業や自営業等における意識づくり

[1] 女性の経済的・社会的地位の向上

- 女性の経営参画に係る知識を習得する機会を設け、参加を促進するとともに、地域社会における方針決定過程への参画を進めます。

[2] 女性の営農支援

- 資質向上を図るための研修、地域農業振興に関する調査研究、女性農業者の地位向上や経営参画の推進などを通して、次代のリーダーとなる意欲ある女性農業者の育成を支援します。女性の視点や感性を生かした商品開発、6次産業化など、多様な農業経営と起業に向けた取り組みを支援し、女性起業家による講演や情報交換などを行うことにより意識の変革を進め、女性の地位向上を図ります。また、農業委員会だより、農業委員への女性の登用促進を目的とした記事を掲載するなど、啓発を図ります。

[3] 家族経営協定の推進

- 女性や若者などが意欲的に経営に参画できるよう、制度について、農業委員会だよりや農業者の集まる会合などを活用して周知を図るとともに、締結を勧めるなど普及拡大に努めます。

[4] とともに学ぶ男女共同参画問題

- 男性の家事1日体験や料理教室等を通して、男性と女性が互いに喜びや責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指します。

[5] 農山漁村ふるさとづくり推進

- 新しい視点をもって地域づくりにつないでいくことを目的に、他市町の会員と交流を図り、活動体験発表や情報交換を行うとともに、農山漁村女性組織のネットワークづくりを推進します。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
審議会等の女性の登用率	18.1%	22.4%	30%	実績値
女性管理職(専門員級以上)の割合	14.7%※	17.9%	30%	実績値
自治会長の女性比率	—	6.1%	10%	実績値
認定農業者に占める女性の割合	—	4%	8%	実績値
家族経営協定締結の農家数	49戸	73戸	85戸	実績値

※前期計画策定時は、女性管理職(課長補佐以上)の割合

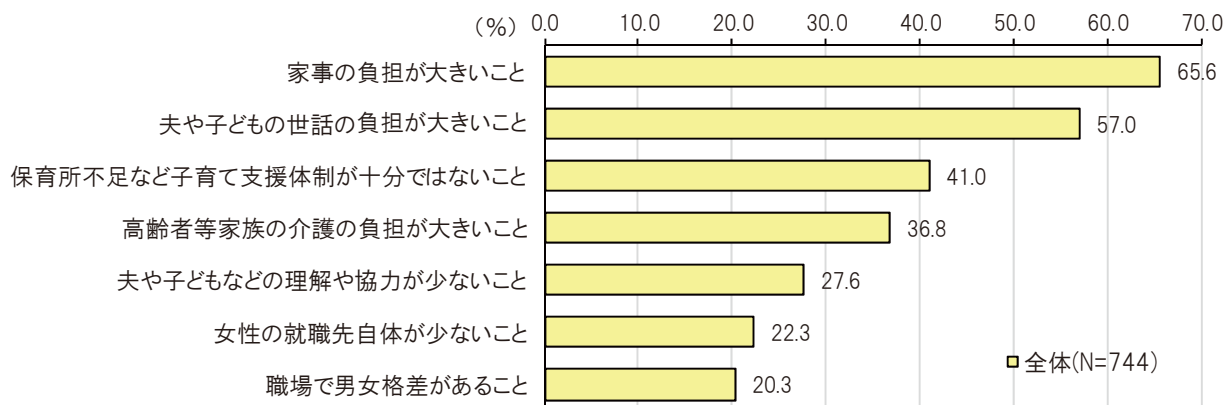
施策目標3. 就労における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、以前に比べて就労の場における環境は改善をみせていますが、仕事と家事・育児・介護との両立は、女性にとっては依然として大きな負担となっています。

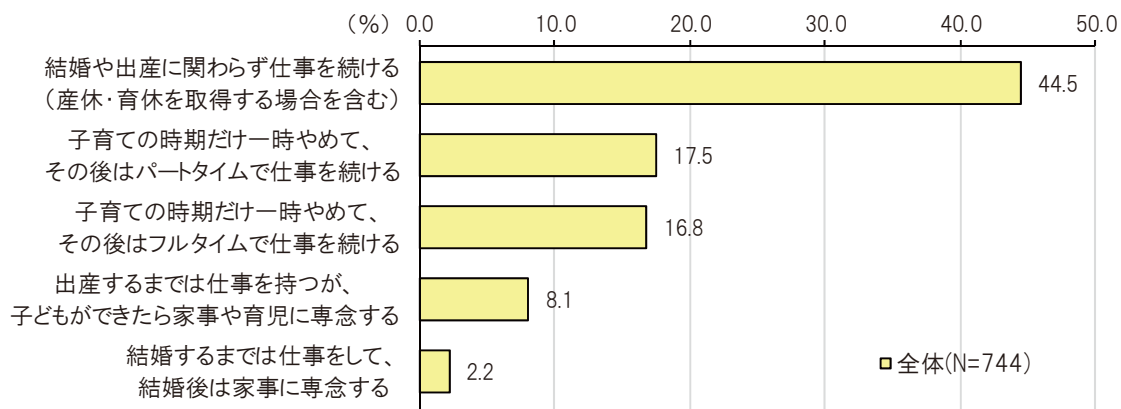
市民アンケート調査結果では、女性が働く上で支障となることとして、「家事」や「夫・子どもの世話」をはじめ、「保育所不足など子育て支援体制が不十分」といった、家事・育児の負担が上位を占めています。

◆市民／女性が働く上で支障となること(上位項目を抜粋)◆



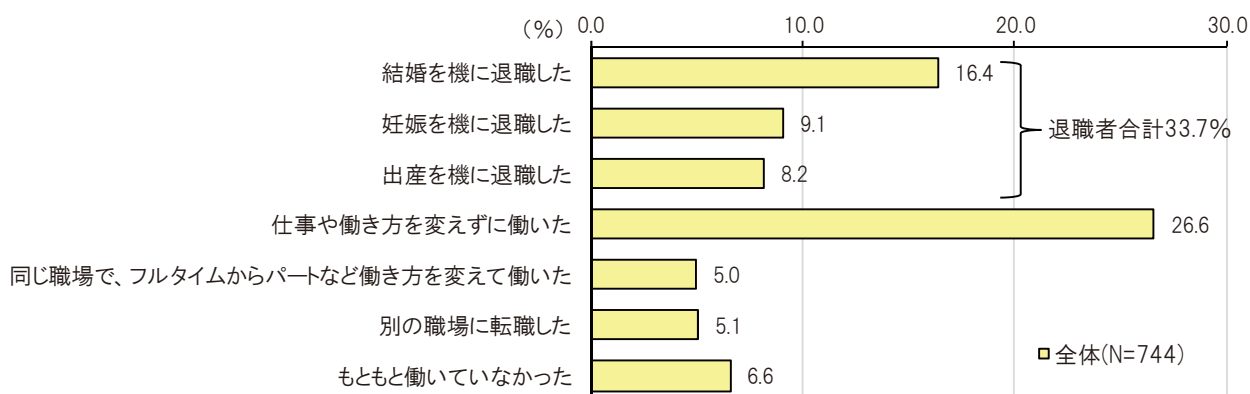
女性の望ましい働き方としては、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」が突出して高く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後は（パートやフルタイムで）仕事を続ける」など、継続的な就労ニーズがうかがえます。

◆市民／女性の望ましい働き方(上位項目を抜粋)◆



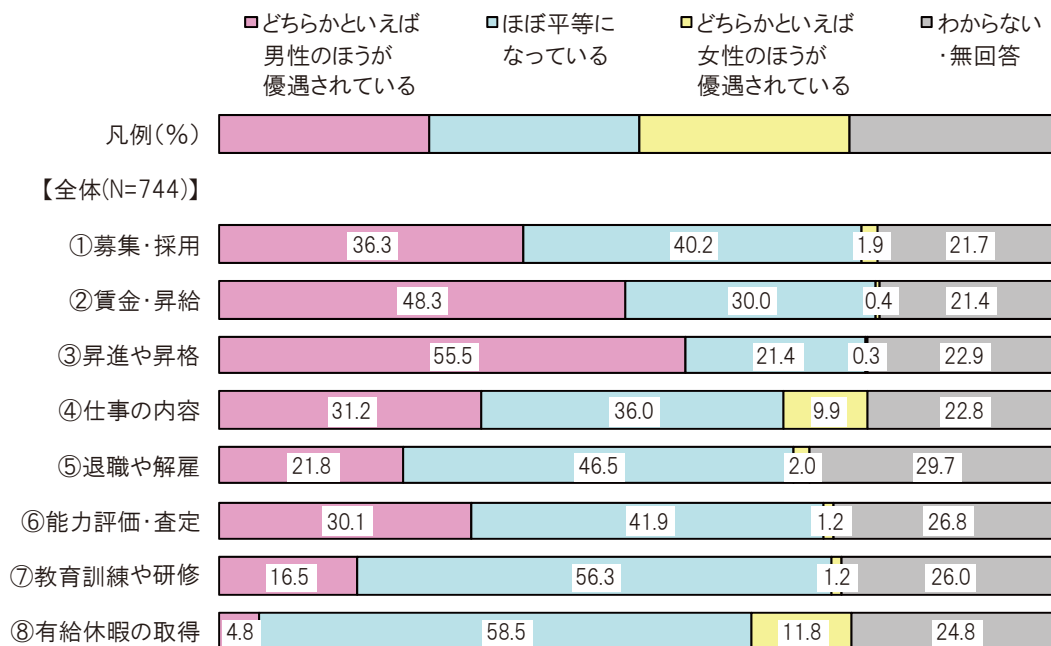
しかし、実際の女性の働き方の変化としては、結婚や妊娠・出産を機に退職した人も多く、退職理由は、「子育てに十分な時間をかけたかったから」が最も高く、次いで「職場に十分な制度や理解がなかったから」などが上位にあがりました。

◆市民／女性の働き方の変化(上位項目を抜粋)◆



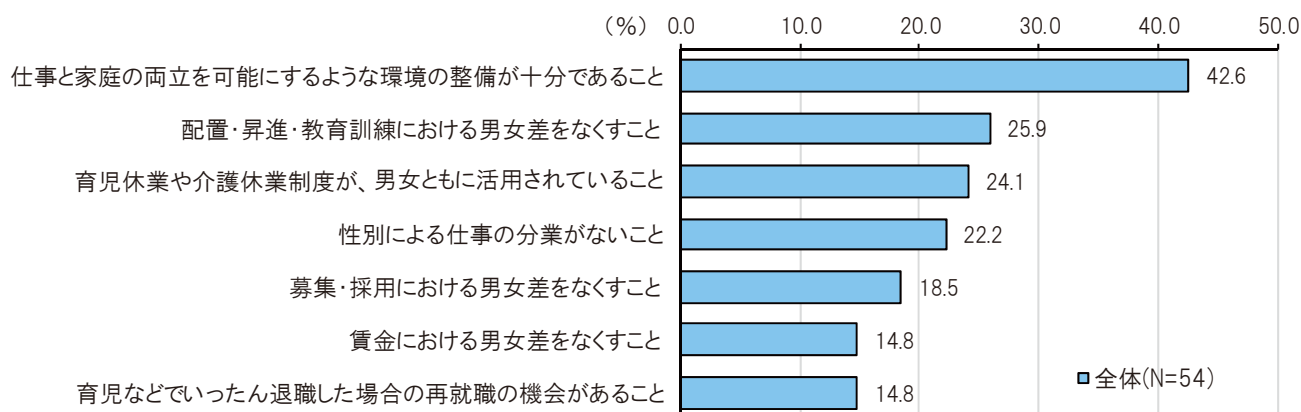
また、職場において、男性のほうが優遇されていると感じることとしては「昇進や昇格」が最も多く、次いで「賃金・昇給」「募集・採用」「仕事の内容」「能力評価・査定」などの順となっています。

◆市民／職場における男女の扱いについて◆



事業所アンケート調査結果でも、職場における男女共同参画を困難にしている要因として、「女性に家事・育児など家庭の負担が大きいこと」が突出して高く、男女共同参画社会の実現に必要と思うこととして、「仕事と家庭の両立を可能にする環境の整備が十分であること」が最も高い回答割合となっています。

◆事業所／男女共同参画社会の実現に必要と思うこと(上位項目を抜粋)◆



男女間の給与の格差や管理職の登用率の格差、また、女性は結婚や出産、子育てによって離職せざるを得ない場合も依然として多く、再就職でも正規職員の雇用は難しい状況であるなど、職場の労働条件の改善や、男女共同参画への事業所の理解が必要です。

そのため、働く場での男女格差をなくすよう事業主などへの働きかけをはじめ、男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援など、多面的な施策への取り組みが必要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 雇用の場における男女共同参画の推進

[1] 労働関係法の周知・遵守の促進

●市民や労働者、事業所・各種経済団体に対し、あらゆる機会を通じて男女雇用機会均等法、労働基準法等の周知に努めるとともに、雇用主へは遵守の呼びかけを行います。

[2] 相談・情報提供体制の整備

●均等な雇用に関わる問題への対応として、労働相談窓口を設置している支援機関の周知・活用に努めます。

[3] 女性が働きやすい就業環境の整備

- 職場での性別による固定的な役割分担の慣習の是正、育児・介護休業制度の普及、労働者の健康づくり、母性保護及び母性管理の充実など、関係機関と連携し支援、情報提供を行います。

[4] 男女共同参画のモデル職場づくり

- 市職員の採用、配置、研修、登用などにおける男女平等化を推進し、男女共同参画のモデル職場を目指します。

2. 働き続けやすい職場環境の整備促進

[1] 商工会活動への男女共同参画の促進

- 商店街の活性化などの取り組みに女性の視点を生かすなど、商工会活動における男女共同参画を促進します。

[2] 女性の再就職の支援

- 出産などにより離職した後、再就職を希望する女性に対して、再就職支援セミナーを開催するなどの支援を行います。

[3] 多様な就業形態における就業環境の改善

- 市民、労働者、企業などに対して、パートタイム労働・派遣労働・在宅ワークなど、現代の多様な就業形態に関する指針・ガイドラインの周知を図ります。

[4] 働く場の創出

- 地域の特性を生かした企業誘致を図るとともに、若者や女性、退職者や高齢者などの雇用確保に向けて、空き店舗活用によるチャレンジショップの立ち上げなど、起業支援や農林水産物加工など「地域工房」の育成を図ります。また、生活密着型の商業・サービス業や情報産業などの起業支援、福祉などの特定非営利活動法人（NPO）の立ち上げ支援など、雇用を創出するための取り組みを推進します。

[5] 女性起業家への支援

- 女性の地位向上・経済的自立促進のため、女性の視点や感性を生かした創業を考える女性起業家を支援します。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
職場で男女の地位が「平等になっている」とする女性の割合	15.3%	23.2%	35%	市民アンケート調査

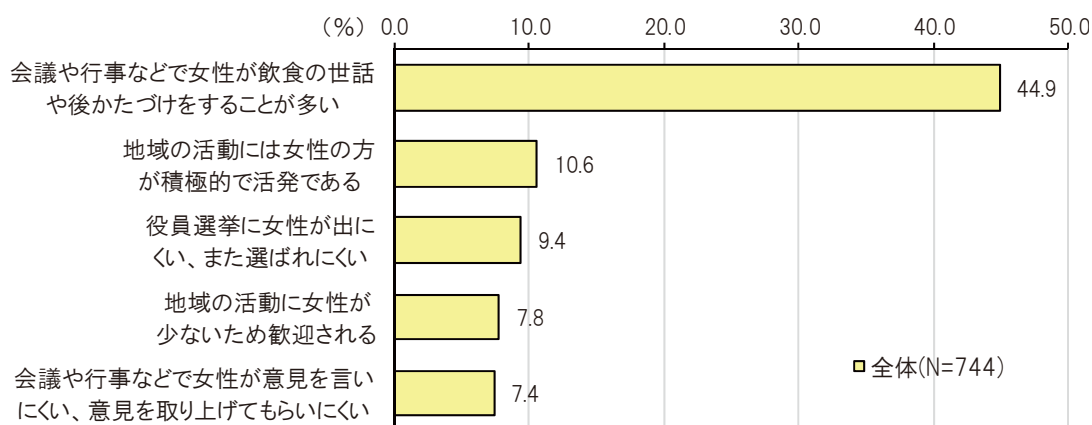
施策目標4. 地域社会における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

少子高齢化や人口の減少、核家族化、小世帯化の進行、人間関係の希薄化などが進み、地域が抱える課題も多様化、複雑化しています。このような社会的背景において、地域の様々な活動への女性の参画も進んでいますが、一方で、意思決定など指導的な立場には、依然として男性が主流となっていることが多い現状もみられます。

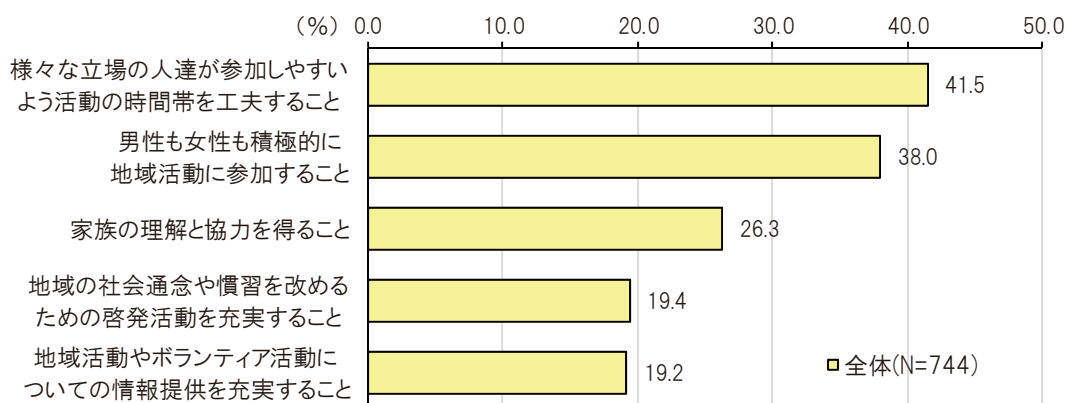
アンケート調査結果では、「地域活動」における男性優遇意識が38.3%、平等意識が33.1%と回答が分かれており（31 ページ上図参照）、地域活動の中における男女格差としては、「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」が突出して高くなっています。

◆市民／地域活動の中における男女格差(上位項目を抜粋)◆



地域社会で男女共同参画を積極的に進めるためには、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」が最も多く、次いで「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」が続いています。

◆市民／地域社会で男女共同参画を積極的に進めるため必要と思うこと(上位項目を抜粋)◆



また、「地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること」については、女性よりも男性のほうが多く回答しています。

地域社会で男女共同参画を進めるには、様々な立場の人達が参加しやすいよう活動時間帯等も見直す必要があります。

さらに、地域活動の活性化を図り、地域全体で女性の立場を見直し、女性の視点からみたアイデアや企画力の活用など、多様な視点で男女がともに積極的に参加できる地域づくりが必要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 地域活動等における男女共同参画の推進

[1] 地域住民の意識啓発

●女性の地域活動における固定観念や慣行を解消し、実際に活動を担っている人が組織の代表になるという意識啓発に努めるとともに、地域消防活動への女性参加者のさらなる拡大、ボランティア活動への男性の参加など、男女による地域・社会活動の重要性について、広報などを通じて、意識啓発を推進します。

[2] 地域における女性リーダーの育成

●地域の組織・団体において指導的な役割を果たせるよう、「大洲市女性団体連絡協議会」や「おおす女性塾」をはじめ、様々な学習機会を提供します。

[3] 市民の自主的な取り組みの支援

●市内各種サークル・グループなどで、男女共同参画推進に関わる自主的な学習・研修会の実施を働きかけ、資料提供、指導者派遣などを支援し、市民や地域が抱える多様な生活課題・地域課題などに応じたテーマの選定、勤労者に配慮した日時設定、施設利用の配慮など、多くの市民が参加できるよう、ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

[4] 地域活動の活性化

●「がんばるひと応援事業」などで事業を継続実施している団体間の交流を図りながら、地域づくりリーダーなどの人材の発掘・養成に努め、地域コミュニティ活動やボランティア活動の活性化を図ります。

[5] 男女が参加するまちづくり活動

●地域文化・芸術の振興、伝統文化の伝承など、性別や年齢に関わらず誰もが参加するまちづくりを推進していきます。

2. 地域社会における男女共同参画の意識づくり

[1] 男女共同参画に関する学習機会の提供

- 男女格差解消のためのセミナーをはじめ、学習・講座などの開設、男女共同参画の意識を高める学習プログラムの開発、出前講座の実施など、男女共同参画に関する学習機会を提供します。また、老人会、婦人会、PTAなどの年間行事として男女共同参画の研修の実施など、学習機会の充実を図ります。

[2] 男女共同参画に配慮した各種講座等の開設・企画

- 社会教育関係者の意識啓発に努めるとともに、各種講座等の開設・企画にあたっては男女共同参画に配慮するよう促し、専門的な指導者の養成、図書館への男女共同参画図書コーナーの設置など、男女共同参画に関する学習環境の整備に努めます。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
地域活動の中で男女の地位が「平等になっている」とする市民の割合	—	33.1%	50%	市民アンケート調査

【基本目標 2】男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

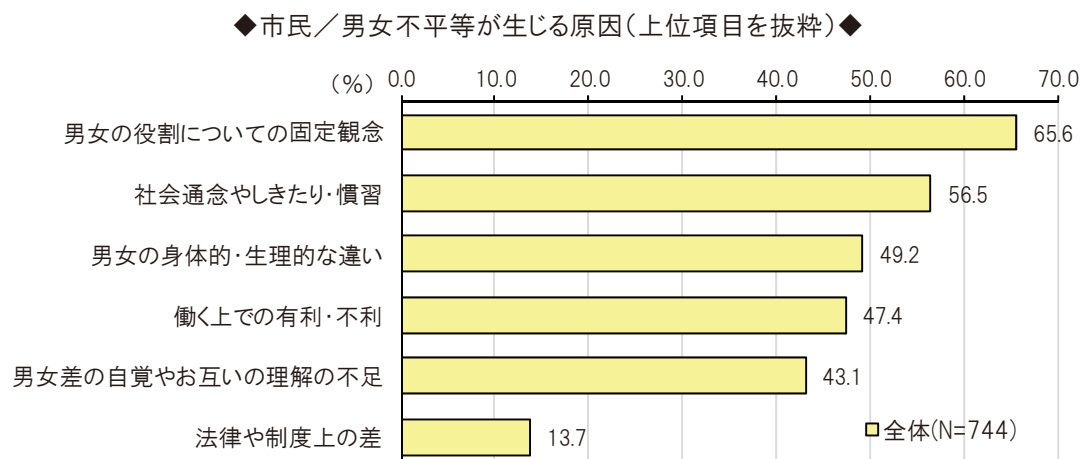
施策目標 5. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

■ 現状と課題 ■

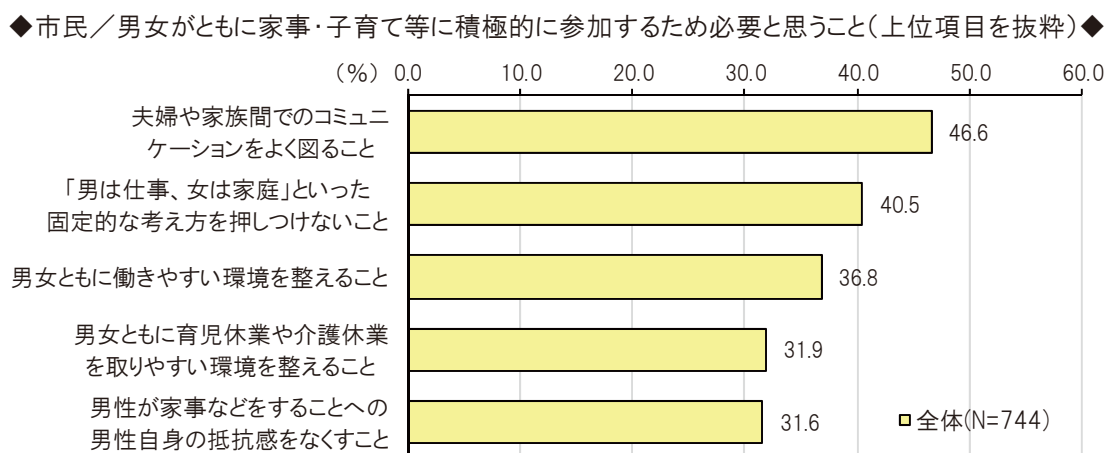
個人の生き方やライフスタイルが多様化する昨今の社会において、男女がお互いに認め合い、自分らしく活躍するためには、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要であるとともに、性別による固定的な役割分担意識の払拭が必要です。

市民アンケート調査結果をみると、学校教育の場や法律・制度の上では男女平等意識が浸透しつつありますが、議会や政治の場、社会通念やしきたり・慣習では、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています（31 ページ上図参照）。

男女不平等が生じる原因についても、「男女の役割についての固定観念」や「社会通念やしきたり・慣習」が上位に回答されています。

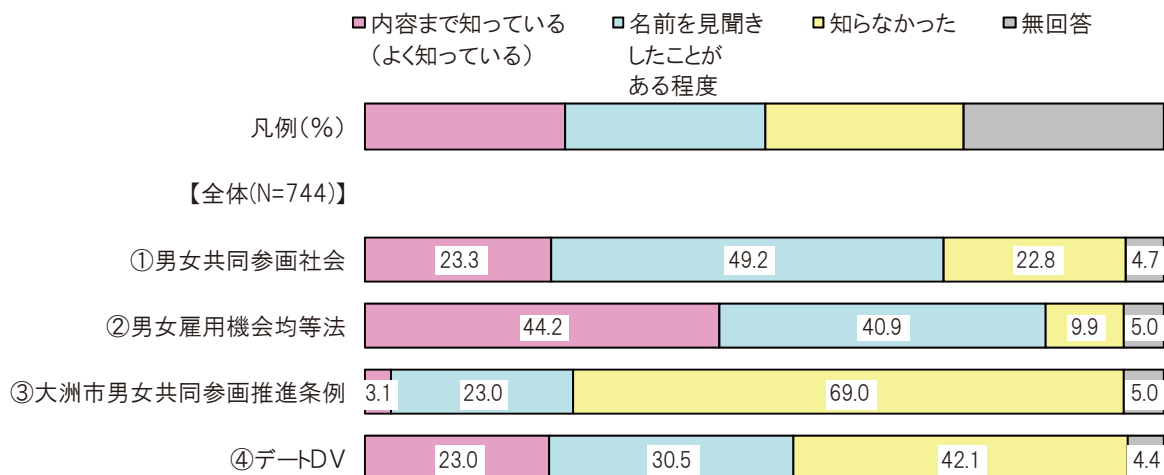


さらに、男女がともに家事・子育て等に積極的に参加するため必要と思うこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」「男は仕事、女は家庭といった固定的な考え方を押し付けないこと」が上位に回答されています。



一方、「大洲市男女共同参画推進条例」については市民の7割近く、また事業所の4割近くが「知らなかった」と回答しています。

◆市民／男女共同参画に関する用語等の認知状況◆



社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状から、男女平等を実現するには、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習を見直すなど、社会全体で取り組むことが必要です。また、「大洲市男女共同参画推進条例」をはじめ、男女共同参画に関する取り組み等について様々な機会を通じて内容の周知を進め、正しい知識を普及することが重要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実

[1] 地域の慣行・しきたり見直しと啓発の推進

●男女共同参画の視点に立って地域に残る性別役割分担意識や、女性を軽視した慣行・しきたりについて社会制度を見直し、男女の一方の性に偏った制度等について、関係機関との連携により広報・啓発活動を推進し、市民・地域団体による見直しへの取り組みを支援します。

[2] 職場における慣行の見直し

●市が率先して、職員の仕事の分担、昇進などの慣行の見直しを行うとともに、関係機関と連携しながら、職場における男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発を行っていきます。

2. 男女共同参画の理解促進と情報提供の充実

[1] 男女共同参画都市宣言の実施

- 行政・市民・企業等が一体となって男女共同参画社会を進める「男女共同参画都市宣言」を実施し、市民をはじめ広く全国への周知を図ります。

[2] 男女共同参画意識の啓発

- 広報に女性団体の活動や男女共同参画について、定期的に掲載することなどを通じて、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）」「男女共同参画月間（10月）」の周知を図り、男女共同参画に関する情報収集に努めるとともに、広報や市ホームページ、情報誌の発行、啓発資料など多様な手段を利用した情報提供体制の充実を図ります。また、法令等によって保障される人権に関して、学校教育や社会教育でも正しい知識の普及を図るなど、男女共同参画に関連する国内法令や条約の内容を、誰もが理解しやすい形で周知されるよう努めます。

[3] 男女共同参画意識の向上

- 男女共同参画意識の向上を図るため、男女共同参画に関する研修を実施します。さらに市においては、大洲市特定事業主行動計画を策定し、推進します。

[4] 「大洲市男女共同参画推進条例」の周知

- 「大洲市男女共同参画推進条例」の周知を図るため、広報や市ホームページへの掲載、パンフレットの配布などを行います。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
社会通念やしきたり・慣習で男女の地位が「平等になっている」とする市民の割合	15.2%	11.0%	25%	市民アンケート調査
「大洲市男女共同参画推進条例」を「内容まで知っている」市民の割合	—	3.1%	25%	市民アンケート調査
「大洲市男女共同参画推進条例」を「内容まで知っている」事業所の割合	5.9%	3.7%	25%	事業所アンケート調査

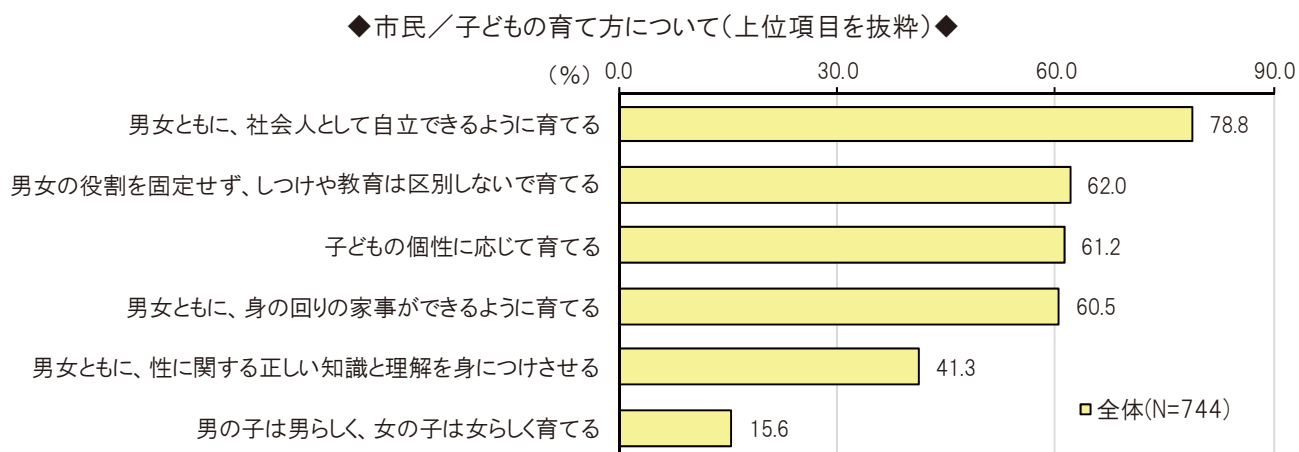
施策目標6. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

■ 現状と課題 ■

男女がともに、それぞれの能力を発揮しながら社会の形成に参画するためには、その基礎となる教育や学習の場における意識の醸成が重要です。特に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に応じて人権尊重及び男女共同参画への理解を促進するため、積極的に働きかける必要があります。

市民アンケート調査結果では、男女の地位について、学校教育の場では「平等になっている」割合が過半数を占め、他分野よりも高くなっています（31 ページ上図参照）。

子どもの育て方については、「男女ともに社会人として自立できるように育てる」が最多で、次いで「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」など、男女ともに役割を区別せず、社会人として自立できるように育てる考え方が主流となっています。



子どもが性別にとらわれず、多様な生き方ができるような教育や学習機会の充実が必要です。また、男女の平等、相互理解・協力などについて、家庭や学校、地域などで学習できる機会の充実が必要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

[1] 人権尊重教育の推進

- 各学校の実態に応じた年間指導計画などの作成、教材の開発・研究、男女の平等・相互理解・協力などについて指導の充実を図ります。

[2] 男女共同参画意識を育む教育環境づくり

- 男女共通履修、教育相談の充実、管理職や教職員などに対する研修などを推進し、男女共同参画意識を育む環境を整備します。

[3] 父母等を対象とした学級・講座等の充実

- 性別による固定的役割分担意識にとらわれない子どもを育成するため、父母、祖父母等を対象とした家庭教育学級・講座等の充実に努めます。

[4] 多様な生き方を可能にする進路指導の充実

- 職業体験等、性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指したキャリア教育を推進していきます。

2. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

[1] 男女共同参画を推進する学習機会の提供

- 「おおず女性塾」講座「男女共同参画社会づくりセミナー」の開催をはじめ、「日本女性会議」「男女共同参画社会づくり推進県民大会」「えひめ地域エンパワーメントカレッジ」などへの参加など、男女共同参画を推進する学習機会を市民に提供します。

[2] 女性団体等の活動支援

- 女性グループなどの自主活動やネットワークづくりを支援するとともに、男女共同参画に深い理解と高い関心があり、先進的な取り組みをしている他市町の女性団体等との交流を図り、情報交換とネットワークづくりの支援に努めます。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
男女共同参画について、市民に対する学習機会の提供	—	6回/年	10回/年	実績値

【基本目標3】誰もが安心して暮らせる社会づくり

施策目標7. 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり

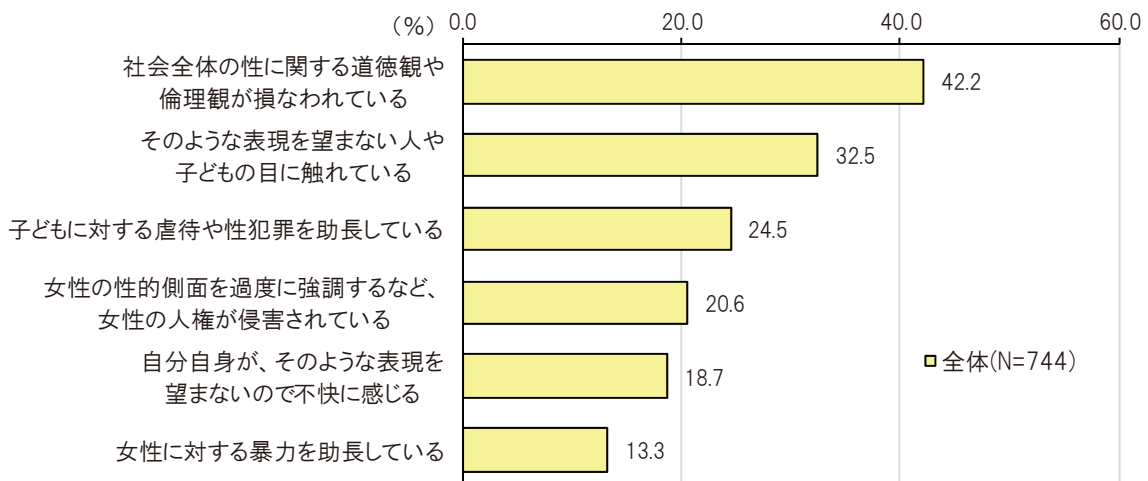
■ 現状と課題 ■

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障され、男女共同参画社会形成の上での基盤となっています。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題として位置付けられます。配偶者やパートナーによる暴力である「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）」をはじめ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の被害は、深刻な社会問題となっており、暴力の根絶に向けた取り組みを進めていく必要があります。近年は、スマートフォンの普及や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット利用の多様化に伴い、これを利用した新たな形の暴力も発生しています。

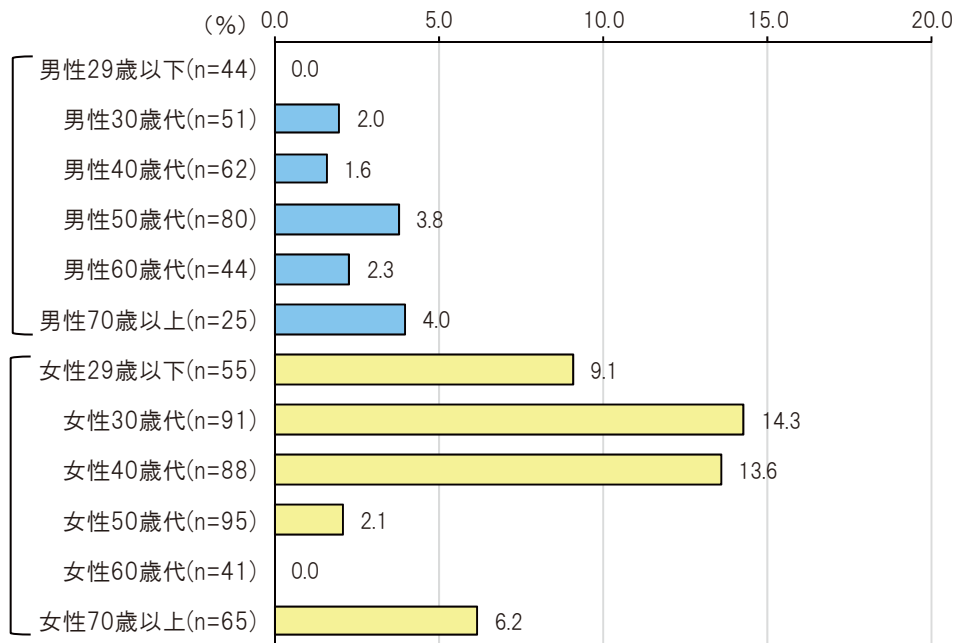
市民アンケート調査結果によると、メディアにおける性・暴力表現については、約3割が「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」と感じ、特に、子育て世代である女性の40歳代では最も多くなっています。一方で、若い年齢層ほど「特に問題があるとは思わない」回答が多いなど、メディアにおける女性の人権を尊重する意識が、若い年齢層では相対的に低いことがうかがえます。

◆市民／メディアにおける性・暴力表現について(上位項目を抜粋)◆

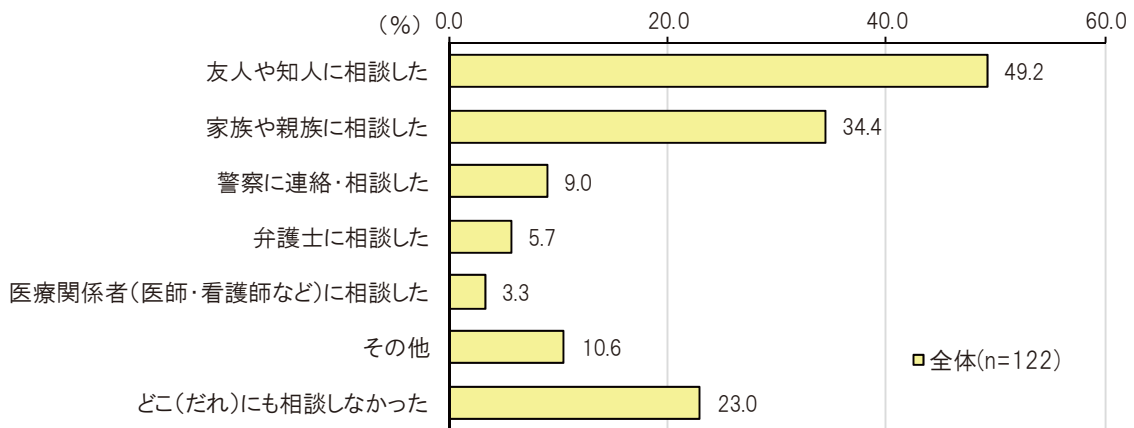


また、DVを直接経験したことがある女性は約1割みられ、特に40歳代以下の年齢層に多くみられます。経験者は「友人や知人」「家族や親戚」以外への相談はあまりみられず、「どこにも相談しなかった」人が4人に1人の割合で見られます。

◆市民/DVを「直接経験したことがある」割合◆



◆市民/DV経験者における相談状況◆



暴力の形態が複雑化、多様化している現状を踏まえ、様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実が必要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 人権尊重の意識づくり

[1] 市の広報活動における表現の徹底

- 県による「男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン」を活用し、市の広報活動、刊行物において男女共同参画の視点に立った表現の徹底を図ります。それに伴う広報担当・記事作成者の研修の実施、担当課のチェック体制づくりの検討を行います。また、広報担当者だけでなく、メディアに関する企業・団体等へも、男女の人権を尊重した表現について取り組むよう、啓発活動を行います。

[2] 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護

- 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアなどから青少年を保護するとともに、これらに接することを望まない人のための対策を図ります。

2. 暴力を許さない社会づくり

[1] 意識の啓発

- 学校教育において、あらゆる暴力の防止に向けた指導を充実させます。地域でも講座、ポスター、女性に対する暴力撤廃国際日（毎年11月12日から11月25日）の取り組みなどを通じて、女性に対する暴力を許さない意識の醸成を図ります。

[2] 暴力の発生を防ぐ環境づくり

- 暴力防止の法制度の周知、人権擁護委員・民生児童委員などを対象とした研修会などの実施、暴力に対する自衛・対応策の習得、職場などでのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進、DV防止に向けた意識づくり、苦情処理機関の周知などを行い、暴力の発生を防止する環境づくり、地域全体で暴力を許さない気運を醸成します。

[3] 相談しやすい体制づくり

- 男女共同参画に関する相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーに十分配慮した相談体制の整備を進めます。また、相談内容の複雑化・深刻化に対応できるよう関係機関と連携し、相談担当者の研修の充実にも努めます。

[4] 被害者等への支援

- 愛媛県男女共同参画センター、愛媛県福祉総合支援センター、大洲市要保護児童支援ネットワーク及び民間被害者援助団体など、虐待防止ネットワークの連携・強化を図り、情報提供や被害者などの一時保護、自立支援などに努めます。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
DV(ドメスティック・バイオレンス)の一般的な認知度	—	67.6%	100%	市民アンケート

施策目標 8. 男女が互いを理解し合える生涯を通じた健康支援

■ 現状と課題 ■

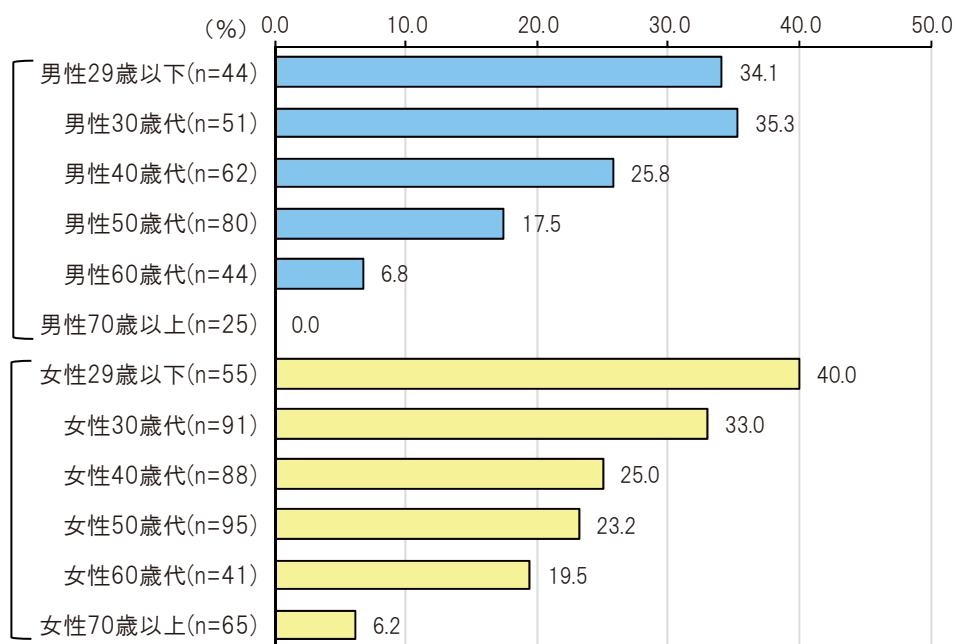
男女がお互いに、自分や相手の身体の機能や特徴について理解を深め、思いやりを持ちながら健康に過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でも大変重要なことです。

特に、女性の場合は男性に比べ、妊娠や出産、更年期等ライフステージごとに心身の状況や生活の変化も大きく、健康づくりには十分に留意する必要があります。

本市では、平成 24 年度に「大洲市健康づくり計画（あなたが城主！健康おおず）第二次計画」を策定しており、市民の健康づくりを積極的に推進するとともに、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見などに取り組んでいます。

市民アンケート調査結果では、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」について、賛成の割合と反対がほぼ拮抗していました。賛成意向は男女とも若い年齢に多く、年齢が上がるほど低くなっています。また、子どもの育て方として、約 4 割の人が「男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる」と回答しています。

◆市民／「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」について「そう思う(賛成)」の回答割合◆



特に、年配層に対して、性のあり方や妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利を持つ主体である、という考え方の普及が課題となっています。また、性に関する正しい知識や理解が身につくよう、発達段階に応じた適切な性教育の充実が必要です。

■ 施策の展開方向 ■

1. 性差に配慮した男女の健康づくり

[1] 性と生殖に関する健康／権利の普及・浸透

- 個人、特に女性が、性のあり方や妊娠・出産について自己決定する権利を持つ主体である、という考え方の普及・浸透に努めるとともに、妊娠・出産に関する相談を充実します。

[2] 思春期保健対策の推進

- 学校の授業や思春期性教育講演会の開催などにより、発達段階に応じた適正な性教育を充実させていきます。

[3] 生涯を通じた健康保持対策の推進

- 39歳以下健診・国保加入者（40～74歳）・後期高齢者健診など、ライフステージに応じた健康診査、がん検診、女性特有の心身の健康に関する相談、自主的な健康づくり活動などを促進し、生涯を通じた健康保持対策を推進し、働く人の健康保持や増進を目的に、健康に関する情報提供や資料などを配布・広報し、自己管理の参考となる情報を発信します。

[4] 妊娠・出産期における男女の健康支援

- 母子健康手帳の交付、妊産婦相談、妊婦健康診査、夜間両親学級、こんにちは赤ちゃんクラブの開催など、妊娠・出産期における女性の健康づくりを支援します。また、妊娠した女性に配慮する職場づくりの啓発を行います。さらに、不妊に悩む人に相談場所の紹介や、不妊治療の助成を行っていきます。

2. 健康増進と健康の機会づくり

[1] 健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸を推進するため、日常生活で自分に合った実践しやすい運動メニューや生活習慣の改善につながるよう情報を提供していきます。また、運動・糖尿病・健診後フォロー教室を開催し、生活習慣の改善を図り、疾病の予防と悪化予防に努めます。

[2] 受動喫煙防止と薬物乱用防止、飲酒に関わる健康被害の情報提供

- 成人式・母子手帳交付時などの機会を通じて、喫煙・飲酒に関する広報物の配布・ポスターの掲示などを行い、職場や公共の場における受動喫煙防止対策の普及促進を図るとともに、薬物の乱用防止の徹底や喫煙・飲酒による健康被害に関する正しい情報の提供を行います。また、家庭、学校、地域が一体となった未成年の喫煙・飲酒防止を推進します。

[3] 性感染症に関する啓発

- 性感染症は、特に女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康を脅かす極めて重大な問題であることを啓発するとともに、市民からの相談に対応します。

[4] HIV／エイズに関する啓発

- HIV／エイズについて正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう啓発活動を行うとともに、相談場所の紹介などを行います。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
母子健康手帳の交付者数※	—	322人	350人	実績値
特定健康診査受診率	—	22.9%	60%	実績値

※平成31年目標値

施策目標9. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

■ 現状と課題 ■

本市の高齢化率（65歳以上の老年人口構成比）は増加傾向で推移しており、平成27年では、およそ3人に1人が高齢者という状況で、高齢化が顕著に進行しています。今後、さらなる高齢化の進行が予測されることから、要介護高齢者等を社会全体で支えるための介護サービスと地域全体における支援体制の一層の充実が求められます。本市では、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、様々な高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進しているところです。

また、高齢者のみならず、障がい者やひとり親家庭など様々な困難を抱える人や、そのような立場の人が女性であることで、さらに複合的な困難が生じる場合もあることから、地域福祉に男女共同参画の視点も取り入れた、多面的な支援が必要です。

特に、近年の離婚等の増加により、母子家庭等のひとり親家庭が増加の一途をたどっています。ひとり親家庭等では、生計と育児の両方の負担を負いながら生活を送らなければなりません。そのため、収入、住居、子どもの養育等の面で経済的・精神的に様々な困難に直面しており、これまでも増して自立支援の充実が必要とされています。

介護サービス等公的な支援のみならず、地域での支え合い、見守りなど、地域福祉の促進が今後ますます重要となってきます。

■ 施策の展開方向 ■

1. 誰もが安心できる福祉環境の充実

[1] 高齢者に関する福祉環境の整備

- 介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、介護予防対策及び介護サービスの充実を図ります。
- 認知症を予防する取り組みや、認知症を進行させないための支援、家族と自宅で日常生活を送れるよう支援に努めます。
- 生涯学習の推進や就業促進、社会参加機会の提供と拡大など、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。

[2] 障がい者に関する福祉環境の整備

- 障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者に対する理解と交流の促進をはじめ、生活相談支援の充実や、就労及び日常生活支援、さらに社会的自立に向けた支援体制の整備など、総合的・計画的に障がい者福祉を推進します。

[3] ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭等の親と子どもの人権が尊重され、それぞれの自力を発揮して経済的に自立することで生活の安定、向上させるためにニーズに応じた決め細やかな支援を継続していきます。

[4] ひとり親家庭等就業支援及び自立支援事業の促進

- ひとり親家庭及び寡婦などの自立支援等のための相談窓口を設置し、自立の促進と生活の安定を図るため、貸付等の経済的支援及び自立支援計画書作成等の就業支援、子育て支援事業と連携した生活支援を行います。

[5] 低所得者福祉の充実

- 低所得者に対して生活保護制度の適正な運用と相談・指導体制の充実を図り、就業機会の確保など自立意識の啓発に努めます。

2. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

[1] 災害に強いまちづくり

- 大洲市地域防災計画に基づき、消防や救急医療体制の整備を図るとともに、水害や大規模地震などに対する予防対策と初動体制の充実を図ります。また、自主防災組織による初動体制の確立とともに、男女双方の視点から防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

[2] 男女共同参画の視点に立った防災体制

- 自主防災組織等による避難所の運営等における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- 女性消防団員の増員を図り、広報活動、防火指導や応急救護指導、高齢者宅への防火訪問活動など、女性の視点を活かした防火活動を推進します。

■ 数値目標 ■

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
消防団員における女性の割合	—	2.5%	4.20%	実績値
シルバー人材センターの登録者数の拡大	159人	169人	200人	実績値

第5章 推進体制

1. 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現を目指す本計画を、総合的かつ計画的に推進していくために、庁内関係各課の一層の連携強化を図ります。また、本市が男女共同参画のモデル職場となるよう、「大洲市特定事業主行動計画」等も踏まえ、庁内で男女共同参画を積極的に推進するとともに、性別にとらわれず、全ての職員が能力を発揮できる職場環境の整備と研修等の充実を図ります。

2. 市民・団体等との連携

本計画は、人権・子育て・教育・保健・福祉など、あらゆる分野における課題を男女共同参画の視点からとらえ、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指しています。本計画を総合的・効果的に推進するため、市民・事業者・関係団体等及び行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

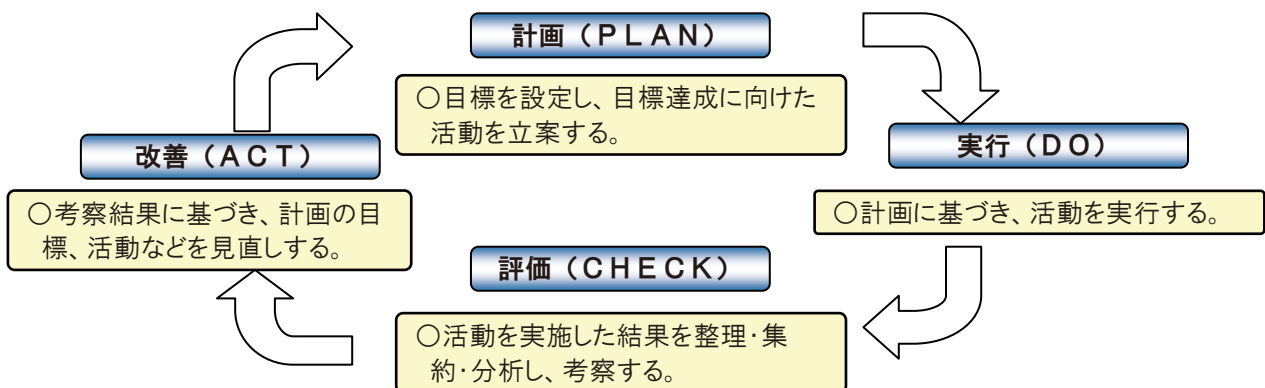
3. 大洲市男女共同参画推進会議との連携

大洲市男女共同参画推進会議は、「大洲市男女共同参画推進条例」に基づき、有識者、各種団体等の代表などから構成される、本市の男女共同施策推進の一翼を担う組織です。本計画の推進にあたっては、大洲市男女共同参画推進会議との協議や連携・調整を踏まえながら、適切に取り組みを推進します。

4. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACT）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、庁内関係各課との連携や調整及び相互チェック機能を、これまで以上に強化し、協働体制の構築を目指します。

◆参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



第6章 数値目標

本計画では、施策の体系に基づいて数値目標を定め、その達成に向けて施策を推進します。

1. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
「おおず・ファミリー・サポート・センター」の支援活動数	—	89件	188件	子ども・子育て支援事業計画※
病児保育事業所数	—	0カ所	1カ所	子ども・子育て支援事業計画※
地域子育て支援センター	1カ所	3カ所	4カ所	子ども・子育て支援事業計画※
放課後児童クラブ登録児童数	—	216人	236人	子ども・子育て支援事業計画※

※「子ども・子育て支援事業計画」に基づく目標値は、平成31年見込値を採用。

2. あらゆる分野への女性の参画推進

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
審議会等の女性の登用率	18.1%	22.4%	30%	実績値
女性管理職(専門員級以上)の割合	14.7%※	17.9%	30%	実績値
自治会長の女性比率	—	6.1%	10%	実績値
認定農業者に占める女性の割合	—	4%	8%	実績値
家族経営協定締結の農家数	49戸	73戸	85戸	実績値

※前期計画策定時は、女性管理職(課長補佐以上)の割合

3. 就労の場における男女共同参画の推進

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
職場で男女の地位が「平等になっている」とする女性の割合	15.3%	23.2%	35%	市民アンケート調査

4. 地域社会における男女共同参画の推進

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
地域活動の中で男女の地位が「平等になっている」とする市民の割合	—	33.1%	50%	市民アンケート調査

5. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年10月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
社会通念やしきたり・慣習で男女の地位が「平等になっている」とする市民の割合	15.2%	11.0%	25%	市民アンケート調査
「大洲市男女共同参画推進条例」を「内容まで知っている」市民の割合	—	3.1%	25%	市民アンケート調査
「大洲市男女共同参画推進条例」を「内容まで知っている」事業所の割合	5.9%	3.7%	25%	事業所アンケート調査

6. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
男女共同参画について、市民に対する学習機会の提供	—	6回/年	10回/年	実績値

7. 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
DV(ドメスティック・バイオレンス)の一般的な認知度	—	67.6%	100%	市民アンケート

8. 生涯を通じた女性の健康支援

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
母子健康手帳の交付者数※	—	322人	350人	実績値
特定健康診査受診率	—	22.9%	60%	実績値

※平成31年目標値

9. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

指標	前期計画 策定時	現状値 (H27年4月)	目標値 (H37年4月)	評価資料
消防団員における女性の割合	—	2.5%	4.20%	実績値
シルバー人材センターの登録者数の拡大	159人	169人	200人	実績値

1. 大洲市男女共同参画推進会議設置規則

平成17年9月1日
大洲市規則第230号

改正 平成27年3月31日大洲市規則第37号

(設置)

第1条 大洲市男女共同参画推進条例(平成17年大洲市条例第29号)第17条の規定により、大洲市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画に関する相談内容の調査及び審議
- (2) 男女共同参画推進計画策定に係る審議
- (3) その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業

(役員)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させて意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を大洲市総合政策部企画政策課内に置く。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日大洲市規則第37号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 大洲市男女共同参画推進会議委員名簿

平成 27 年 9 月現在

		氏名	役職等
1	会 長	松 岡 強	人権擁護委員
2	副 会 長	白 石 美 子	元大洲市男女共同参画推進条例制定懇談会会 長、元大洲市女性団体連絡協議会会長
3	委 員	大 野 定 徳	元農協職員
4	//	國 井 幸 恵	大洲市消防団女性分団副分団長
5	//	久 保 田 和 子	元市職員
6	//	高 木 昭	保護司
7	//	橋 本 福 矩	保護司
8	//	別 宮 康 夫	元長浜地域審議会委員
9	//	村 上 美 和	元大洲市 P T A 連合会副会長会会長
10	//	矢 野 睦 子	元長浜小学校 P T A 副会長
11	//	山 内 正 代	元中野小学校 P T A 副会長

3. 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

平成27年3月25日
大洲市要綱第37号

大洲市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱の制定について大洲市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年3月25日
大洲市長清水裕

(設置)

第1条大洲市男女共同参画推進計画策定の方針等に関し調査、審議するため大洲市男女共同参画推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1)男女共同参画推進計画策定の基本方針に関すること。
- (2)男女共同参画推進計画の策定に必要な資料の収集及び調査研究並びに原案の作成に関すること。
- (3)大洲市男女共同参画推進会議への報告に関すること。
- (4)その他必要と認められること。

(組織)

第3条委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員長は、企画政策課長がこれに当たり、委員は、次に掲げる所属の職員のうちから市長が任命する。

- (1)総務課
- (2)商工産業課
- (3)社会福祉課
- (4)高齢福祉課
- (5)人権啓発課
- (6)農業委員会事務局
- (7)教育委員会

(会議)

第4条委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第5条委員会の庶務は総合政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第6条この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、大洲市男女共同参画推進計画の策定が完了した日にその効力を失う。

4. 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属
委員長	栗田 浩治	企画政策課
委員	城戸 綾花	総務課
//	押田 清	商工産業課
//	信尾 肇典	社会福祉課
//	窪 容江	高齢福祉課
//	谷本 孝史	人権啓発課
//	武田 笑佳	農業委員会事務局
//	兵頭 美登里	教育総務課

5. 大洲市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 11 日

大洲市条例第 29 号

大洲市は、肱川の清らかな流れと緑の山々という豊かな自然に恵まれ、古くから県有数の農業都市として発展してきた。

これまで大洲市では男女共同参画のための施策が展開されてきたものの、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行がまだまだ根強く残っている。それが社会のさまざまな分野で男女間の格差が生じる要因となっている。また、少子高齢化等の急速な進展などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮し職場、学校、地域、家庭その他あらゆる分野において対等に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

性別による役割分担を解消し、それに基づく慣行を是正するとともに、政策、企画等の決定過程に共同して参画することができる社会を実現するための取組を進めることが必要である。

ここに、市民、事業者、国及び県と連携の下、真の男女共同参画社会を実現させるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、活力のある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ジェンダー（社会的・文化的性別）生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別をいう。

(3) 積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント（相手方に不快感を与える性的言動）性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境、教育環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス（夫・パートナーからの暴力）配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(6) 事業者市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が共に性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭以外の地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること。
- (6) 学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること。
- (7) 生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、男女が互いを理解し合い、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会及び国内における取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを計画的に実施する。

- 2 市は、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体と連携して男女共同参画の推進に関する施策を実施する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ジェンダーによる社会における制度及び慣行を改善し、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画することができる体制の整備に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野における教育関係者は、それぞれの教育の目的を実現する過程において、基本理念にのっとった教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての留意)

第9条 何人も、市民に公表する情報において、性別による差別的扱い、固定的役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、人権を侵害する表現を行わないよう配慮するものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する必要な事項

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、人事管理その他の組織運営及び政策決定の機会において、積極的改善措置を講じ、率先して男女共同参画を推進するものとする。

2 市は、委員会、審議会その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命するに当たり、積極的改善措置を講じ、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のため、必要な情報を収集し、調査研究を行うものとする。

(広報及び啓発活動等)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民等の関心と理解を深めるため、広報及び啓発活動等を行うものとする。

(施策の推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(事業者からの報告)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(相談申出への対応)

第 16 条 市は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民等から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講じるものとする。

(設置)

第 17 条 市長は、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を審議するため、大洲市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第 18 条 推進会議は、委員 11 人以内をもって組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画づくりに関し識見を有する者

(2) 民間団体等から推薦があった者

(3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(その他)

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

6. 愛媛県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 26 日条例第 10 号
改正 平成 16 年 12 月 24 日条例第 47 号

愛媛県男女共同参画推進条例を次のように公布する。

愛媛県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 男女共同参画を推進するための体制（第 17 条—第 23 条）

第 4 章 苦情等の処理（第 24 条・第 25 条）

第 5 章 愛媛県男女共同参画会議（第 26 条）

第 6 章 雑則（第 27 条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。

7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 参画会議は、委員21人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

附則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

7. 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則（省略）

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2次大洲市男女共同参画推進計画

発行年月 平成 28 年 3 月
発 行 大洲市総合政策部企画政策課
〒795-8601
愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1
TEL 0893-24-1728
FAX 0893-24-2228

第2次大洲市男女共同参画推進計画

編集・発行：大洲市総合政策部企画政策課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
Tel:0893-24-1728 Fax:0893-24-2228

